1—381

第壹巻第六號

顧問大隈伯爵

廓清

公娼問題の外社會及家庭其他一般男女問題の解決を期す

監輯 島田三郎 矢嶋楫子

監輯 安部磯雄 山室軍平

主幹 益富政助

東京 廓清會發兌

▲意匠斬新▼

吾家乃歴史

總クロス金字四六判

定價 金五拾錢 郵税八錢

本日記獨特の最新意匠になる複式線は、其の日其の日の記事の分量に隨ひ記事多き時は、點線によりて細かく書き、記事少なき時は、普通罫線によりて太く書く可きものとす。かくするときは、紙面に過不及なく體裁頗るよし。猶右側の特別欄には、一定の欄名を附せず、使用者の境遇により、任意に欄を利用し得るやうにせり。

發兌 東京京橋尾張町 振替東京九五三 警醒社書店 本郷春木町 二丁目廿三 同支店

救世軍大佐心得 山室軍平著

青年への警告

定價金拾錢
郵税金二錢
部數により割引あり

帝國新聞評 青年も大人も讀む可き書である。著者の巧みなる演說振をも見るべし。『如何にして情慾に克つ可きか』の一篇は、是非、當代の青年に薦めたし。

賣捌 東京京橋尾張町二丁目十五番地 警醒社書店 本郷春木町二丁目三番 同支店

救世軍大佐心得 山室軍平著

公娼全廢論

定價金拾錢
郵税金四錢
部數多からば定價を割引す

本書の主張する處は、極めて簡單なり、曰く昭代の奴隷制度、賣淫制度は一日も早く斷然廢止すべしと。

或は云はむ、これ道學者流の陳腐の言のみと。然らず。本書の著者は、數十年來實社會の眞相を研究し、廢業娼妓を救濟し得たる實際家なり。理由として說く處の數項は簡單なる主張に對する複雜なる解明なり。

賣捌 東京京橋尾張町二丁目十五番地 警醒社書店 本郷春木町二丁目三二 同支店

THE PURITY
廓清
第六號
明治四十四年
十二月一日

論議

グ氏歡迎の辭

廓清會顧問　大隈重信

諸君、殆んど人生の半以上、三十年に垂んとする永き星霜を、人道上の大問題の爲に奮鬪せられ、今や水雲漠々遠く日本に迄來朝せられたといふ尊敬すべき人の歡迎會を、今日予の邸に於て開かれた事は、我輩の光榮とし感謝する處である。

有體に包み匿さず白狀すれば、日本の社會は猶幾多の缺陷を有する事は爭ひ難き事實で、公娼の存在の如きは確に其尤なるものである。凡そ風俗慣習なるものは、因襲の久しきに及んでは、或は善を善とし惡を惡とする鑑別力をすら鈍らしめ、遂に常識の有無を疑ふ程に至る力を有するものであつて、公娼に對する邦人の觀念は其好個の適例であるといふ事が出來る。

全體、日本のみに限らず世界の人類の凡てが、婦人問題に就ては古へより大なる過に陷つてをつた。こは

弱肉强食の野蠻時代の遺習で必然の徑路ではあるが、幸に歐羅巴諸國は先刻お話の通り、希臘羅馬の文明に加ふるに、博愛主義の基督教によりて、男女兩性に甲乙あるべき理なきを悟り、婦人を其不幸なる境遇より救ふに至つたのであるが、東洋諸國の中には、羅馬に讓らざる古い文明を有つてゐる國もあり、基督教にも劣らざる程の宗教もあつたけれども、遺憾なる事には婦人といふものに對する觀察に於て、其根本を誤つてゐた爲め、是が一の慣習となつて今尙謬想を脫する事が出來ないのである。或は日本は島國なるが故に大陸の印度、支那、若くばマレー半島等に比ぶれば其惡風を受くる事比較的少かつたといふけれども、やはり此大なる謬想は自ら風をなして、知らず〳〵諸種の罪惡を助成せしむる原因となつてゐたのである。

然るに五十年以前、鎖國の眠り深かりし日本は、忽焉として浦賀の砲聲に長夜の夢を破り、歐米の文明に接觸するに至り漸く其過を自覺し、婦人問題が種々論究せられた結果は敎育の上に現はれ、婦人と男子と同一に敎育せしむる事となり、法律の上に現はれては、男女平等の權利を保障するに至つたのである。

恰も此時に方り、秘露の一汽船が支那人の奴隸を乘せて我横濱に寄港した。時に我邦に駐劄して最も親善なる英國公使ワットソン氏が、日本政府に對し、『奴隸は世界の禁ずる所である。宜敷日本政府は之を押へて解放すべし』と云ふやうな勸告をしたので日本政府は大に驚いて直に秘露の船を押へ、支那の奴隸三百餘人を解放して了つた。爲めに秘露國の抗議となり國際上の面倒を惹起したのであつたが、結局日本のやり方は、道義に適つた至當の處置であるといふので、此問題は落着した。併し此支那の奴隸を解放したといふ一事は、日本人に取りて非常なる刺擊となり、翻つて日本內地の現狀に向つて反省する處あらしめたのであるが、意外にも我國にも一種の奴隸がある事を發見し自覺するに至つた。而して其奴隸とは何であつたか、金錢を以て人身を賣買し、自由を束縛して貞操を公然商品とする『娼妓』即ち之れであつた。

茲に於て千八百七十二年十一月、娼妓解放令を布告し、法律を以て人間の身體、人の自由の束縛を禁じた。されば實際の處を言へば、此時既に奴隷制度といふものは大團圓を告げた筈である。切言すれば公娼の終焉であつた筈である。此法律命令が三十九年前行政上に警察上に、遺憾なく完全に行はれたならば、今日に於て公娼問題を吾人が叫ぶの必要はなかつたのである。乍併殘念千萬な事には、王政復古の際の事とて、政府のなすべき事多く、法律其ものを充分に活用せしむる事が出來ず、法網空しく弛みて潜るもの漸くしげく、遂に洪歎すべき公娼の今日あるに至つたのである。

斯くて廢娼運動は、殆んど二十年間或一部の熱誠なる婦人及男子の間に唱道せられたが、何分にも前に云つた如く、因襲の久しき國民の道徳的意識を痲痺し、是が罪惡であるといふ觀念が極めて朧であつて國家の體面を傷ける惡制度であるといふ自覺なく、政府は徒らに姑息なる衛生上の見地より之を是認するがため、多年廢娼の聲も將に涸れむとしつゝあつた。

乍併義に勇み善に進む特性なる大和民族は、一旦其罪惡たる事を充分に會得し來らんか、快刀を揮つて亂麻を兩斷するに躊躇するものでないから、吾々公娼の最も憎む可く最も卑しむ可き一大罪惡たるを了解せる先覺者は、聲の續かむ限り絶叫して、覺醒を促かさなければならぬ。

然るに今や機運漸く熟し來り、吉原の大火は廓清會を生み廓清會の活動は將に國民を醒覺せむとしつゝあるの秋に方り、此問題の爲に遙に名士の應援を得たのは、吾徒の喜びに堪へざる處であつて、必ず多大なる効果を贏ち得べきを信じて疑はぬのである。殊に先刻は有益なる御高説を聽く事を得、予は衷心の歡喜を以て今日の會合に對し、感謝の意を表すると共に、聊か所感を述べて歡迎の辞にかふる次第である。

教役者及び基督教徒諸君に望む

モーリス、グレゴリー

△實際的宗教

敬愛なる諸君、抑も公娼廢止問題の如き、こういふ問題の運動に對しては何時でも教會が後楯になつて參つたのでありまして、英國でも此問題の起りました時、四方の教會の牧師の方に手紙を出して、どういふ風にしたらよからうかといふ事に就て種々相談を致し、さうしてだん〳〵大きな働が進んで來つたのであります。私は今迄英國の三四百個所の町々を巡廻したのでありますが、其度毎何時でも各教會の牧師の方々に御目にかゝつて此問題をお話しする事を常と致して居ります。而して其度毎に各教會の方々が、厚い御同情を以て之を迎へて下さるので、さうでないと云ふ時は、頗る稀でありました。

基督教は申迄もなく實際的宗教である、基督教の主義と云ふものは、一個人の上にも家庭の上にも、社會の上にも或は國家の上にも、悉く當てはめらる可きものでありまして、耶穌の言はれた通り、私共は地の鹽である、全世界の地の鹽たる務めをしなければならぬ。

扨之より少しく此問題に關する、歐羅巴に於ける二三の運動に就て御話して見やうと思ひます。

△名譽義團

それは名譽義團と云ふものが有りまして、其團體の組織せらる、時に私は役員の一人として及ばずながら力を盡したのであります。此團體は最初は、倫敦の二人の青年に依つて初められたのでありまして、私宅の三階を事務所にして働いて居つたのでありますが、追々世の中に知られて今では二萬人程の會員があり、非常に立派な事務所が倫敦の中央に立つて居ります。而して各地に支部が設けられ、それに六十人許りの幹事が居りますが、何れも無給で、暇な時間を割いて此會の爲めに働いて居るのであります。其支部の數を云へば、英國に七百箇所ありまして、一ケ所に大抵三十人位の會員があります。而してお互に道樂をしない樣に、又同じ年輩の同僚に道樂をさせない樣に、運動して居るのであります。私共も此働きに就きましては、出來るだけの盡力をして居りますが、實際の働は成る可く青年同志にさせて、私共老人は傍から助けると云ふ事になつて居るのであります。又別に醫者の顧問がありまして、健康上の事を、是等の人によく解決を求めてやる樣に成つて居るのであります。ゼームスシンプリンと云ふ樣な有名なお醫者さんも、其役員の一人であります。尤も毎日實際の局に當つて居る人々は、是等の人でなくして、地方に適當なる人を囑托し、又は然る可き醫者の會員などがやるのであります。それで此團體では、出版物なども致しまして、醫術に關する事柄に就ては、有名なる人々の說を掲ぐる事を致して居りますが、今の所追々盛大に相成りまして、先月其大會を開催しました時に、英國皇帝ジョージ陛下より、祝電を賜はりましたが、五千人の會員が集つて、中々盛會でありました。

△婦人の友

それから又若い人の間に、此種の特別なる運動がありまして、婦人の友と申し、歐羅巴各國に四十ヶ所程支部が設けられてあるのであります。而してそれが誰にも賴りの無い婦人の爲めの助けになるのでありまして、目下一萬三千人ばかり會員があり、賴りない婦人があれば相談相手となつて、諸般の世話をしてやる、と云ふ事に盡力して居るのであります。それと關係致しまして、さういふ塲合に引取つて世話をする爲に、何百を以て數ふる婦人ホームが、彼方此方に存在して居り、大きな町々は勿論、小さな村々に至る迄、其支部を設けてあります。其他、人の母たる人が互に相寄つて、不幸な娘達を助けるといふ會も立つて居ります。

△旅人案内

それから、又別に旅客の世話をする團體がありまして、旅をする若い婦人などを、然る可き宿屋に案内する。着きましたステーションなどで、面倒を見てやり、或は又誘拐などせられない樣に保護をしてやるのであります。殊に自分の知つて居ります事で、非常に面白いと思ひましたのは、英國の北の方にホールと云ふ小港がありますが、其土地に働きをして居る今の團體の一つであります。日々何千人と云ふ旅人は皆其港を通つて、亞米利加の方に參るのであります。それは船が着きました時、信號を以て相圖をする。恰度軍隊で旗を振つて、信號して居る樣な工合で、一種の相圖を以て船が着きました時には、船の方から團體の事務所の方に信號をする。例へば此船には二十人の若い娘が居るから、信用すべき宿屋に案内する樣に、と云つたやうな事を、信號にて賴む。すると此方では、其通知を受けて直ちにその準備をする、と云ふ樣なわけで、旅

客特に若い婦人などの爲めに、便宜を計つて居るのであります。

△婦人ホーム

それから又婦人の倶樂部がありまして、若い婦人を助けて居るのである。例へば曖昧の婦人などの徘徊して居るのを見れば、傍に行つて親切に訓戒を施し、反省を促して悔悛せしむるのである。而して之は重に夜半の働きである。尙此事に就きましては歐羅巴各國に於て、救世軍の方でも非常に目醒しい働をなして居るのであります。

△和蘭青年の事業

それから非常に面白い働が和蘭の國にある。之は外の國には行なはれては居ないのであるが、それは男子が男子の爲めに働く夜半の運動でありまして、其遣り口が非常に功を奏しまして、和蘭には殆んど公娼の樣な處はなくなつて、打絶えてしまつたといふ事であります。而して其支部が和蘭の何所にもある、それは同僚の青年達が危險なる方向に向つて行く時には、前と同樣に之に訓戒を與へ、思ひ留まらせて連れ歸る、之が每々功を成したのであります。之れには奇拔な小冊子がありまして、其冊子の頭文字を、イヨ〳〵注意を引くやうに書く、例へば「お前さんがその樣な事をすると、お母さんや姉さんが、どう思はれるだらう」と云ふ樣な事を書て居る。田舍の青年などが、都會に初めて出て來て、初めて惡い場所を尋ねやうとして出掛て行く途中、此小冊子を貰ひ、それが因となつて、生涯の變化を來たす樣な事があるのであります。其他若い人で遊びに出掛る人を途中に要して、之れに意見をする爲に、曖昧に商賣する事が出來ず、遂に閉鎖して

しまつたと云ふ様な例が、和蘭にはあるのであります。

そして前に云つた婦人救済の事業が欧羅巴に於て公娼制度廃止の最初の運動でありました。日本に於ける公娼廃止運動に就きましては、婦人救済事業をして居る救世軍の方々の運動が、非常に關係ある事である事は、何誰も御承知であらうと思ふ。御國に參りまして、救世軍婦人ホームの運動などは、非常に珍らしい物だと思つたのであります。

△基督教徒の責任

それで私は初めに云つた事を、今一度繰り返さなければなりません、基督教は何處迄も、實際的宗教であります。基督が此世の中に御出になつたそれ迄は、病院らしい病院はなかつた。基督が出られる前迄は、孤兒院と云ふ様なものは無かつた、何所でも無かつたのであります。ところが今日となりまして、たとへ信者でない人と雖も、病院なり孤兒院なりを立てゝ、力を盡して居る人もある、況んやイエスの名前を唱へて居ります、吾々は、一層責任が重い事と思ふ。兎に角世界各國何所に行きましても、斯の如き問題は基督教信者が進んで解決致して居る。思ふに此多數の人々を助けるといふ事は、恐らく此程大きな仕事は數が少ないのでありまして、どうか御集りになつた宗教家の諸君が、力の及ぶ丈け此運動を助けて下されば、其結果として他で見る事の出來ない、効果と喜びが來るであらうと信ずるものであります。倘申上げたいとがありますが、それは他日の事に讓りたいと存じます。

9

貸座敷業者に與ふる書

救世軍大佐心得
廓清會評議員　山室軍平

若し出來ることならば、あなたがた一人々々とお目にかゝり、打とけてお話申したいのですが、さういふ都合にも參りませぬから、止むなく書いたもので御相談申上げるのであります。といふのは他でもない。どうかあなたがたに一人のこらず今の稼業をやめて、もつと堅氣な商賣にありついて戴きたいといふ御相談であります。かう申した丈では何んだか藪から棒の話の様でありますが、これには深い仔細もあることですからどうか、辛抱しておしまひ迄聞て下さい。

△貸座敷業は罪深い稼業

一體何が此世で罪が深いといふて、恐らく貸座敷業ほど罪の深い稼業といふはありますまい。人の娘を金で買ふて來て、動物園の獅子か熊かでもある樣に格子先に列べて見せ物にし、いやがる者を無理に其身を穢して、操の切賣をさせ。何んとか名をつけては借金の高のみ増し加へ、どうやら女の顏色の餘り見苦しくならぬ限り、いつ〳〵迄も泥水から足を洗ふことの出來ない樣に仕向けて置て、これを責め呵なむのであります。これが若し自分の娘か妹であつたならば、到底こんな眞似をさせられた義理ではないけれ共、そこは他人の娘であるから、義理人情など考へないことにして、此んなことをやらして置くのでありませう。どう

いふ無慈悲で罪の深い商賣でありまするぞ。或時吉原で娼妓をして居つた一人の女が、廢業して後私共の所へ賴つて參り、暫く世話になつて居つた間の話に。私の居りました樓の若旦那といふ人は、大層氣立のやさしいお方で新しい娼妓が來るたんびに「またお前も難儀をしに來たか」といふては淚を流して居られましたが。さうすると邪見な主婦は、いつでも若旦那を膝の下にねぢふせ。「お前の樣な氣の弱いことで、うちの跡目相續が出來ると思ふか」といふては、烟管でぴしやり〱〱毆いて居られました。さうするうちに若旦那は、そんな心配が本になつたのでせう、到頭腦病になられ、氣が變になつて死んでしまはれましたと、いふ樣な話でありました。大方あなたがたも、若し夜深けて後、獨り胸の上に手を置て、篤と我が身の上を思案せられたならば、また此若旦那と同じ樣に、屹度自分共のやつて居る稼業の、どんなに無慈悲で、罪の深いものかといふことに、心付かれるであらうと考へます。それではあなたがたが、それ程までにして營まるゝ稼業は、どれだけ世間の爲めになることかと考へて見るに、些とも世間の爲めにはならない處か、却つて人樣の御迷惑になること許りであります。即ち昔の人の歌にも「吉原が明るくなれば內が闇。」又「傾城の淚で藏の屋根が漏り」などゝいふてある如く。あなたがたの稼業が繁昌すれば繁昌するだけ、どこかに親を泣かする道樂息子が殖え、妻子を苦しめる亭主が出來、會社の帳面に穴をあけるものや、勤先をしくじつて路頭に迷ふものや、又は泥棒、放火、人殺など、あらゆる良くない人間ばかり增すわけなのであります。それですから、あなたがたの樣な稼業が繁昌するのは、日本のお國に取つての大不利益、又日本人民に取つて何よりの迷惑であるといふことを知らねばなりません。或はそれでも政府に税金を納めてやつて居る稼業だからといふ申わけがあるかも知りませぬが、併し乍らあなたがたの納める税金よりも何百倍の金は、あなたがたのお陰で皆んなの手からむざ〱道樂不身持の爲めに費へて居り、あなたがたは唯さうして儲けたゐ

ぶく錢の割前を些とばかり政府に納めて居るといふ丈のことであるから、そんなことで其罪深い稼業を營むで居る申わけにはならぬのであります。それ故正直に申上げれば、あなたがたのして居る仕事は、譬へて言へば人の腹の中にわく眞田蟲の樣に、日本といふお國の腹の中に巢を構へて居つて其人民の有らゆる滋養分を奪ひ取り、自分では何一つ碌な稼ぎもしない癖に、人樣の膏汗をしぼつて調へた甘い汁を傍から吸はふといふた樣なずるひ分別をして居るわけであります。どういふ罪の深い、大外れた世渡りの仕方でありませうか。只今は大阪に住んで居る藤井捨吉といふ人は、もと京都の祇園で、貸座敷をして居つた人でありますが、何んでも明治九年の頃から其稼業を始め、一時は娼妓の三十五六人も抱へ、自分では又三人の妾を置て贅澤三昧に日を送つて居つたのださうであります。處か此藤井捨吉といふ人が或時北野の天神へ參詣の道すがら、不圖新島先生といふ基督敎の方のえらひ先生の說敎を立ち聞きして大變に感心し、始めて自分の稼業が如何にも罪深いものだといふことに氣が付たのであります。その時藤井捨吉氏が思ふ樣。成程自分は眞に罪の深いものである。自分の處へ遊びに來だした爲めに夫婦喧嘩をするものあり、家出をするものあり、身代をつぶすものあり、去年は宅の二階で無理情死をしたものがあるかと思へば、今年は又自分の處へ繁々通ふた末に惡い事をして懲役に行つた番頭がある。して見ると私は天畏しい大罪人である哩と。それから發心して到頭一同の娼妓を二階の十六疊の間に呼び集め、今から私は貸座敷を廢業するから、お前方もどうか此後堅氣な人間になつてくれといふて、證文を卷て返してやつたといふことであります。其通りあなたがたも亦氣を落着けて靜かに銘々の每日やつて居る商賣は、どんなものかといふことを一應も二應も考へられるならば、すぐにそれが大變に罪深い稼業であるといふことに心付、どうしてもそんなことを續けては居られぬ樣になられるに相違ない。それ故どうかあなたがたは、自分のやつて居る商賣の如何にも罪深いものだといふ道理

を考へて、一日も早くそれを廢業して下さる樣にといふのが、私の第一のお勸めであります。

△貸座敷業は最も危險なる投機事業

それのみならず、又考へて見れば世の中に貸座敷業ほど劍呑千萬なる投機事業といふはありませぬ。昔は人間の體を金で賣買が出來るものゝ樣に思ふて居つた故、一旦遊女を抱へた以上、どんなに責め呵むでも樓主の勝手といふことになつて居りましたが、然ういふ時節は夙くの昔に過ぎ去つてしまひました。今時開けた國々では、どこへ行つても金で人間の體を賣買することを禁めて居ります。我が日本の國でも固より同じ事で、それですから遊廓の方でも今では樓主の事を貸座敷業者といふて、下宿屋同然、只座敷を娼妓に貸すだけのものとなり、又娼妓の事は之を出稼娼妓といふて、自分で相當な座敷を有たぬ故、それを借りて、そこに出張つて妙な稼業をして居るものと、此ういふ樣なことになつて居るのであります。それ故今日の御規則に照して言へば、樓主と娼妓との關係は、只座敷を貸すものと、借りる者との關係だけであります。假令樓主から幾らの金を娼妓に貸して居つた處で、そんなことは出る所へ出た時、一向娼妓を引留めて無理に操の切賣を續けさする效力はありませぬ。娼妓は借金のあるなしに拘らず、廢業したいと思ひ立つ時、いつでもさつさと出て行くことが出來る樣なお定めであります。それであるから、今時樓主が前借金だの「みづき」だのといふて、一文なしの女達に當途もなく金を貸すのが大きな心得違であります。そんな金を貸した處で娼妓は明日の日にも厭になつたら、さつさと廢業して出て行くことが出來る筈であるのに。唯これ迄の習慣の上から、娼妓等は大方急には飛び出さないで辛抱して呉れるであらう。又御規則にはないことながら、多分警察の力でも好い位な手加減で娼妓を說諭し、厭でも商賣を續けさせて、樓主に都合の好いやうに取計ら

ふて下さるであらうなど丶、當てにもならぬ、果敢ないことを當てにし、法律の内裏をくゞる樣な眞似をしながら營業をして行くといふのが、抑々あなたがたの大間違ではありませぬか。あなたがたは今日の御規則の上から言へば、いつなん時飛んで遁げても致方のない活きた人間の上に、大方そんなことはあるまひといふ位の想像で、多分の資金をおろして居られるものであります。しかしながら其想像がどんなに賴みにならぬものかといふことは、近頃引續き起つて居る娼妓の自由廢業の事實を見ても、よく分る筈ではありませぬか。それですからあなたがたの營業は足元のぐらついて居る營業であります。いつ其多分の資金をおろした娼妓が一人のこらず廢業して出て行つても、表向き政府の御保護を願ふことの出來ない樣な、劍呑極まる投機的の商賣でありますから、あなたがたも好い加減な時に、この明白な事實を呑み込み、足元の明るいうちに行末の身のふり方をお定めなさらねばなりませぬ。どうせ早かれ、晩かれ、つぶれる筈の貸座敷業であります。今の遊廓は此儘では居られないで日に〳〵衰微し、終にはまるつぶれにつぶれてしまふことは、鏡にかけて見るよりも明かなことでありますから、あなたがたも、往生際が惡いなど丶人から笑はれぬ樣に、今のうちに其覺悟をなさることが何より肝要であります。

△如何に貸座敷業を廢業すべきか

固より親の代から貸座敷業を營み、又は少くとも既に數年、或は十數年、此嫁業をやつて居る人に向ひ、急に其稼業を廢めろといふのは、隨分無理な話に違ひありませぬが。併しながらそこは前から申上げる如く、貸座敷業が如何にも罪の深い、世間に迷惑をかける商賣であるといふこと。又貸座敷業者が折角おろした多分の資金は、いつ水の泡と消えてしまふとも知れない劍呑千萬なものであるといふ事など、よく〳〵思案せ

られたならば。矢張私の言ふ通り、今のうち、足元の明るい間に廢業するのが、一番の上分別だといふことを合點なさる筈だと思ひます。今から七八年前陸前國涌谷といふ所で、貸座敷業を營んで居つた何某といふ男が中風に罹り、口が利けなくなつて後に、救世軍の一兵士から、救世軍の書物や新聞を贈られて之を讀み、大層自分の前非を後悔して、左の如き意味の手紙を寄したことがあります。「私は教育もなく學問もない人間で、久しい間醜業を營み、良家の娘など導いて穢らはしい商賣をさせ、又は見込のある青年の身を誤まらせ、人はどうなつても、自分さへ金が儲かれば好いといふ樣な考へで日を送り、追々惡心が増長する間に神樣の御叱りをうけ、今日の樣な病氣に罹つたものであります。然る處兩三年前一人の基督信者の方から「平民之福音」といふ書物を贈られ、又其弟御で救世軍の兵士になつて居らるゝ方からは、救世軍の「ときのこゑ」といふ新聞を贈つて下さり。それを讀んで始めて天の眞の神樣の御惠のことを悟り。今では病氣の床に横はりながらも、毎日聖書を讀んで其身の苦勞難儀を慰められ、安心立命を戴いて居ります。私の本家から第七高等學校に入學した青年がありますが、近頃放蕩の爲に退校を命ぜられました。もと／＼人樣の可愛い息子達を墮落させて、それで自分の懷を肥して居る者共ですから、自分の忰に出來の惡い者が出て來るのは當りまへのことであります。それで私も本家の者に向ひ、自分の子供に出世させたいなら、早く廢業して、人樣の子供の出世の邪魔をせぬ樣になれと、申聞けて居る處であります云々。」何んと道理のある申分ではありませぬか。私は又去年の春先に、一寸駿州興津に行つて居つた時、そこに唯た一軒だけのこつて居つた貸座敷が、近頃廢業して、書籍店になつたといふ話を聞き。其家を尋ねて行つて、主婦と娘とを相手に、色々と其廢業の始末を聞た處が、其時主婦は此ういふ話をして聞かせました。「昔は飯盛女を置て旅籠屋を營んで居りましたが、御維新後貸座敷になつたのであります。どうせ惡い商賣でありますから、眞面目な正直な心で

は出來るものではありませぬ。娼妓になつて參る女は名古屋あたりの者が多く、土地の者は滅多になりませぬでした。人買に安心して信用の出來るといふ人は一人もありませぬ。皆人を欺まし、人の弱味につけ入つて自分の懷を肥す者ばかりであります。そんなものを相手にする商買ですから、貸座敷といふ營業の惡い事は申さずともものことであります。遊びに來る人は土地のものもあり、又近在の者もござりました。どうせ意地惡くせねば出來ぬ商買でありますし、そんならどいふて私共には然う無慈悲なことも出來ませぬから、一向思はしい事もありませぬでした。仕事は思はしく行かず、心にはとがめられますし、思ひ切つて廢業し樣と思へば、第一、娼妓への貸金は何うするかどいふ事。第二、廢業した後此大きな家をどう使ふかどいふ事。第三、此後どんな職業を營むかどいふ事。其ほかの難題が湧いて參りますので、色々苦心致しました。が、いつ迄考へても果てしのないこと故、到頭昨年の二月多少の貸金の損をなし、家は持て餘しても關はぬ覺悟で廢業致しました。而して其後何の商買をして好いかと、彼是一年考へた揚句、つひ一月程前に此小さな本屋を始めたのであります。道樂をする人の家は屹度もめもすれば衰微も致します。而して娼妓をした女は兎角浮氣で、一度人の妻になつても落着かないのが多くござります。考へて見れば貸座敷などいふことは、よくよく罪の深い商買でござりまする」と。これは小さな一軒の貸座敷の廢業した顚末に過ぎませぬけれども、道理に變りのあらう筈はないこと故、どうかあなたがたも、此主婦の樣な氣になつて眞面目に今の稼業の罪深いことを考へ、くれぐれも足元の明るいうちに、さつさと廢業して、以來些とは人樣のお爲にもなる樣な商買をして戴きたいものであります。尙廢業の際抱へて置た娼妓の處置にお困りの樣な場合には救世軍の婦人ホームといふのに引取り、家持の心得など敎へた後に、堅氣な先へ嫁入をさすなり、又は奉公さするなり、それぐ面倒を見お世話をしても宜しうございますから、若し然ういふ御用のあつた節は、遠慮なく御知ら

せ下さい。これは損得づくの話でも何んでもなく、私共の方では最初から損を覺悟の上の人助けでやつて居る仕事でありますから、其おつもりで御相談下さる樣に願ひます。それともまた若衆やなどで、此後堅氣に身の振り方をつけたいといふ人の爲には、勞働寄宿舍といふ處がありますから、そこへ寄つてお出になれば、それ〴〵食ふだけの稼ぎは出來る樣に、仕事の世話などして上げることが出來ます。それらの儀に付、若しお打合せの必要がありましたら、どうかいつでも東京銀座二丁目の救世軍本營へ御申越の程を願ひます。昔から「良藥は口に苦く諫言は耳に逆らふ」とやら申しますれば、私のお話もあなたがたのお耳に、氣持好くは覺えられないか知りませぬが、それでも正直にあなたがたのお爲を思ふて居るのでありますから、どうか其おつもりでお聞取りの上、それを實地に行ふて下さる樣くれ〴〵もお賴み申します。

賣奴の弊風再燃せむとするを防ぐべし（三）

前衆議院議員　大江　卓

△衛生上より來る存娼論の謬見

全體此廢娼と云ふ事に就ては、其反對なる存娼論者がありますが、凡そ社會に有りとあらゆる物に少しも惡るい事は無いと云ふ物もなく、又少しも善い事はないと云ふ物も無い筈である。それ故に此娼妓と云ふ者を存して置くにも亦存して置く丈けの利益がありませう。又廢するにも廢する丈けの利益もありませう。

又廢するの害と云ふ物も幾分か有りませう。凡て何事も利害相伴なつて居るもので有る。其相伴つて居る中で、寧ろ害の少ない利益の多い物を吾々は取らなければなりません。そこで先づ存娼論者の言ふ所に據れば(私は演説場に往つたのではない新聞紙上で見たのである)重に衛生上に就て説かれた様だが、成程此衛生上の事に就て考へると、維新前には書生や有志の浮浪者中に、隨分梅毒を受けた者を多く見受けましたが、近來學校に這入つて居る生徒、或は遊學をして居る處の人達を見まするに、此の梅毒を受けた處の者が少なくなりました。是れは皆社會の道徳が進んだからで有りませう、醫學が進歩したからでありませう。然れ共其道徳の事に就て御維新を中心として、其以前と以後とを比較して見たならば、維新以後は以前よりも道徳が大變に進歩したとは言はれまいと思ひます。して見れば、此梅毒の減じたのは獨り道徳の進歩したる爲のみに非らず、又治療の進歩した爲めに梅毒が少なくなつたのみと言ふ事も出來ませんと思ひます。何か其他にも重なる原因が無ければ成らん筈です。それは何で有るかと云へば、即檢梅法と云ふものが無論社會の梅毒を少なくした大功の者と云はなければなりません。

△日本に於ける檢梅法の起原

そこで此檢梅法は何れの時から始まつたかと云ふて見れば、全く外國の賜物で有ると思ひます。それは何故かとなれば、日本で檢梅法の創りは何處であるか即横濱である。横濱開港の初めに當つては、外國から來る人々が妻を伴なつて來る者が少數である。それ故に表立ちたる立派な條約ではないが、外國公使と神奈川奉行と咄し合つて、どうしても水夫などの心を慰むるには、妓樓が無ければならぬと言ふので、始めて此處に女郎屋を設けたが、恰も其女郎屋の出來た當時は日本に梅毒が多い頃で、外國人もそれでは迚も耐らんから、

外國の醫者を召んで横濱に梅毒檢査をする樣にしたい、と言ふ事の談判が整つて遂に横濱に梅毒病院を立て、英國海軍軍醫が出張して梅毒檢査を初めたのです。其中に松山氏の如き、或は淺田氏の如きが或は大阪に或は東京に此梅毒檢査を行ふ樣になり、今日では至る處に梅毒檢査の無い所は無い位に其設置を見るに至つたが、蓋し其始めは矢張り外國人に敎へて貰つて、明治六七年の頃迄は外國の醫者が出て、女郎の梅毒を檢査したのであるから、其功は中々一通りの事ではありません。併し其れならばと云つて、吉原を存し品川を存して置けば梅毒檢査が出來るので、廢してしまへば檢査を行ふ事が出來ぬかといふに、遊廓が無いからとて梅毒檢査は毫も差支の無い事は外國などの咄しでも證明する事が出來るのです。

△獨逸の取締法

今迄諸先生達が此廢娼の事に就ての演說がありまして、或は獨逸の事であり、或は英吉利の事で有るといふ事は充分に御話しに成つて居ると承知して居ますが、私も演說の順序として、已を得ず。諸君のお耳に蛸の出來て居る御咄しを致さなければなりません。

獨逸にはブルーバビーと言つて、青い紙の本がある。青い紙の本は凡て女郎屋の事を記載して有る本でありまして、娼妓をしたいとか或は淫賣をする者には此青紙の手帖を渡すのである。先づ其手帖には如何なる事が書いてあるかと言ふに、其女の住居で例へば木挽町何丁目何番地何之誰と言ふ事を記し、それに次で年は何歲で阿父さんは某、母は誰と父母の姓名を記入し、又淫賣をするには斯樣々々の事に觸れてはならん、或は丸の內には馬車に乘つて行く事は出來ぬとか、鹿鳴館の踊りに出る事は成らん、相撲にも博覽會にも競馬にも往く事は出來ない、と言つた風に皆條件を立て、權利が制限して有る。又一ヶ月に何度或は二度と

か三度とか最寄りの警察署に出て來て手帖を改めて貰はねばならんぞ、住居變換の時は必ず屆出をなし且つ一ケ月に幾圓の金は手數料として納附すべし、演劇場でも上等の演劇には往く事は出來ぬ、演說を聽きに往く事も成らんぞ、など丶種々の條件が有る。それから梅毒檢査の爲めに一ケ月二度とか三度とか醫者を其女の家に派遣するに依つて、何時から何時迄は外出する事は出來ぬと言ふ樣な事が書てある。

△公娼制度を廢止するも容易に檢梅は實行する事を得

。そこで醫者は一人一人に檢査をして步くのであるから、遊廓がなくても此方法によつて充分梅毒を防ぐ事が出來ます。して見れば日本の如くで、何にも之れが梅毒病院が有ると言つて、警察署や區役所と見違へる樣な立派な家を建て丶、其の檢査を受けるところの女郎を、晝日中車に乘せてぞろ〱と芝居見物にでも往く樣な事は仕なくても、梅毒の蔓延を防ぐだけの事は容易に出來るだらうと思ふ。然るに此靑表紙の本は始めからあらはれる者に渡すかと云へば決してさうでない、或は爰に一人の婦人が有つてどうも見れば淫賣を仕さうな女だな、と警察官が認めた時は、警察署に引張つて來て「お前は靑表紙を受け取る方がよからう」、と說諭する女は「妾はそんなものは入りません」と言ふ「いやさうでないお前の爲めには持て居る方が便利であらう」と諭しても受け取らぬ時には其儘にして置て、其後もし男子と連れ立つて步くとか、待合に這入つたとか船宿に泊つたとか言ふ事があれば又其女を召し出して「お前はどうも此帖面を持つて居る方がよからう」と云て諭す、强情な女は七八遍位は受けやうとしないで拒む、けれ共それを諭して授けるのである。誠におかしな話であるが、其女が人の妻であらうが孃婦であらうが、其等の事に拘泥せす、淫賣と認めたならば其靑表紙の手帖を渡す事に成つて居る。それは國の法律であるかと云ふに決して國法ではない、只警察

の取締上に屬して居るのです。併し獨逸でもサクソンと云ふ處では現に妓樓が存して居るさうです。尤もサクソンに妓樓が存して居るからと申て、之れを國法で許可して居るのかと言ふと決して左樣でない。矢張り警察權の下に許してあるので御座います。

以上御話し申た樣な風にして、梅毒檢査の方法を立つれば、今日の如く妓樓を立派に存して置かなくても梅毒の檢査は充分に出來るだらうと思ふ。兎も角も私は公娼とか密娼とか申事には關係は有りません、私の演說の本意は賣奴の風が今日尙存して居るから、之を防ぐのは政治家の義務であると云ふ次第です。然らば之を防ぐにはどういふ風にして防ぐかと云ふ事を、之より簡單に御話し致します。

△如斯にして奴制の弊風を廢絶すべし

扨私の考へは前申た通り政治上から觀察を下したのですから、よしんば道德上には背いて居るにもせよ、何事でも急劇に改正を加へる時は社會の秩序を亂る事であるから、漸次に改正せねばならん。先第一に今の鑑札を取り上げて置て人民の權利を妨害する。假令へば本人が廢業したいと言つても當然の理由があれば廢業を拒む事が出來る、など丶云ふ規則を止して、當然の理由があつても其廢業を拒む事は出來ぬと云ふ事にして、又鑑札は其本人が眞に携帶して居らねばならぬと云ふ事にして、其眞に携帶して居るや否やは、警察官が臨時當人に當つて取調べ本人はよしや全抱への女でも、鑑札だけは持つて居らねばならぬと云ふ事にし、凡て貸座敷にしろ、引手茶屋にしろ、一度數を定めた以上は一切其數を增さないで爾後何年の間には廢す、五年十年二十年或は百年でも宜しいから、期限を立て丶其期間内に其方達は業を改めなければならぬぞ、と命じ其年限中一家の中で業を相續する事は許可しても、他人に讓るといふ事は出來ない、且つ新に願

ふ者には一切採用せぬ、と云ふ事が緊要で有ると思ふ。抑も其年限を立てる事の緊要なりとする所以は、或は吉原が存在する爲めに、淺草から馬道其他田町へかけて貸座敷又は娼妓などを常客として居る呉服屋、小間物屋或は飮食店などが、一朝吉原が取拂になるとすれば營業上忽ち困難を來たす、自然に所謂社會の秩序を亂し賣買の方向を失すると云ふ事に成る、それ故に彼の吉原が取拂になれば淺草に住つて居ても商賈が出來ないと思へは、新橋邊へ店を出す人も出來る、京橋に移つて今度は唐物店を出すといふ風に各商人が前後策を考へて、其所置を付けるだけの猶豫は與へんければならぬ、此點に於て急劇の改正は出來ないと言ふのであります。

洲崎が取拂はれても、新宿が取拂はれるにしても同樣の結果を生じて來る、只それのみならず日本全國では大變な關係のある事であるから中々大切な事である。

△これ政治家當然の職責なり

終りに臨んで私の希望する處のものを重ねて申上るのは、彼の再燃せんとし且益々盛んに成らんとして居る賣奴の弊風をして早く地を拂はしめ度いのであります。實に現今の有樣では藝妓の數は益々殖へて公娼も亦益々盛んに成るのだと新聞紙上でも評判のある事であるから先第一に可及的此弊風をして增殖させない樣に押へ付て、其全く廢滅する事は年を追ひ月を重ねて漸々に轉業させ、遂に日本國中に於て妓樓と稱ふる物が目に遮らぬ樣にするのが政治家たるものゝ勤めであらうと思ふから、諸君が私の說に御贊成下さるならば、成る可き丈け新聞紙なり演說なり、私と同じ方向を取つて御働き下さる事を願ひます。(完)

藝娼妓解放令に就て

荒木三雄

(大江氏の賣奴論に就て、荒木氏より藝娼妓解放令發布當時の事情を報道し來れり即ち左の如し。)

始め南米秘露「マルヤルス」船主「リカルト、ヘレロー」が、淸民二百三十人を瑪港に强買して我横濱港に泊するや、賣奴の一人「アクタ」なる者脫船以つて哀を英國軍艦「アイロンヂユーク」號に乞ふ。帝國駐剳の英國公使「アルシー、ワツトサン」之を移牒して我外務卿に賣奴解放を謀るに依り、時の副島外務卿閣僚に提議して其處分を議するに及び、廟堂多くは徒らに事端を滋くするを慮り、進んで强硬の態度に出づるを欲せず、内は江藤司法卿河野少丞等司法官吏の極力反對するあり、外は米國代理公使「シ、オ、セパルト」佛國代理公使「コント、デ、チユーレン」等の帝國の干涉すべからずと爲せるあり、輿論概ね傍觀を以て主とす。此時に方り獨り最も熱心に解放の已むべからざるを主張したるは、實に副島にてありき。

副島惟へらく、秘露は條約未濟の邦國なれば、其船舶の我領土内に泊する以上、當該地方の管理に屬すべき事論を俟たずと思惟し、之が裁判權を神奈川裁判所に委せんか、司法省の容喙を免れざるを慮り、奏請の上「マルヤルス」船處分一切の全權外務卿へ御委任あらせらるべく、且つ神奈川縣令は外務卿の指揮下に直隸せしむる旨の勅諚を稟り、當該縣廳に指令して裁判するに望み陸奥縣令(時に租稅權頭を以て縣令心得

兼務たり）異議を唱へるに依り、大江卓事を壓して權令に拜し、同人を裁判長に命じて着々手續を決行せしむ、大江氏則ち縣廳雇傭米人「ピール」を顧問とし、審問數次遂に「ヘレロー」の處爲は奴隷賣買にして、國際公法の禁を犯す者と認定せり。

茲に於て外務卿は、清國派遣の江蘇同知陳福勳に難民を交附して決審を告ぐるに及び、秘露政府此判決に服せず、其特派全權公使「カルミヤ」來朝して不服を唱ふ。時に副島使命を奉じて清京にあり、上野外務少輔代りて往復論辯し、遂に決を露西亞「ニコラス」帝に採るを約す、然も露帝は我を是とす、秘露辭屈し、抗爭するを得ず、其沈默に歸するや、英政府は外國船賣奴の處分は、總て日本の判例に準據すべき趣、東洋各地の英吉利裁判所に訓令し、賣奴の巢窟と聞へたる澳門の鎭臺長官は今後惡習を禁する事を知照し來るに見れば、啻に我當初の外交史を飾るに止らず、併せて萬國に誇るの快擧たるを失はず。

而して當事件は素より國際裁判にして、司法處分にあらざれば、當時の神奈川縣令は、每事外務卿の區據を承くるの僚屬にして、敢て司法官の如く獨立以て裁判を專決するの權能あらぬなり。

蓋し娼妓解放は江藤新平が一大事業たる事は、予が曩に當誌上及び「社會政策」に於て確證を擧げて之を明認せる如く、當時審議立案の制度事項は專ら明法寮の所管（寮の職制に法令を申明し條章を議草するを掌るとありて、上申下行の職責ありし事明かなるを以て娼妓解放令に就ても附帶布告は勿論、其太政官の本令と雖又猶ほ司法の起草たる論を俟たざる也）にて家翁の如きは本省出仕として江藤司法卿の高級幕僚に在りて該法案編纂に參與し、眼前目擊せる事業にて、卿は自ら筆を執りて布告文案を作製したる也。大令煥發の源泉は江藤卿に歸するや呶々を要せじ、云々。

公娼問題に對する持論

婦女新聞主筆
廓清會評議員　福島四郎

（一）人類根本の意義より考へよ

世に習慣程恐ろしい勢力は無い。封建時代の人民は、貴人の通行に際して土下座する事や、切捨御免といふが如き亂暴なる法律をも、當然の事だとして審まなかつた。女子の貞操を賣買する娼妓制度を審まないのも、詰り此歷史的習慣に囚はれた結果に外ならぬ。故に此問題を研究するには、先づ其歷史的習慣から脫して、虛心冷靜、人類根本の意義から考へなければならぬ。實際問題は其後の事である。

「女子は男子の爲に此世に生れたるものなりや」換言すれば「男子は自己の幸福の爲、女子の幸福を犧牲にするの特權あるものなりや」之が先決問題である。若男子に此の特權があるものならば、一夫多妻も許さなければならぬ。妻の虐待も罪惡ではない。男子の情慾を滿たさん爲の娼妓制度の如き、亦當然の事と言はねばならぬ。けれどもかゝる愚問愚答は今日最早問題にはならぬ。男女は人類の二方面として、相助け相補ひ、共に其生を樂み、而して其處に眞の幸福あり。決して一方のみの快樂の爲に他を犧牲にすべきにあらざるとは、自明の眞理として一般に承認せられて居る所である。殊に日本女子は貞操を以て生命とし、神代の昔より多少の浮沈こそはあれ、此思想は一貫して居る。然るに中世に於て、たまたま此貞操を賣物とする女子が

生じ、無邪氣なる男子の之に戯れたのが習慣となつて誰怪しまなくなり、遂に公許せらるゝに至つて、一ヶ所が忽ち數ヶ所となり、數ヶ所が又數十ヶ所となり、今日の如く驚くべき發達を見るに至つたのである。

如何なる時代に於ても、個人が悉く理想の人たる事は到底望み得られない。此故に國家は政治を施き、法律を作つて、公平に、平等に、善を勸め惡を懲らし、共に幸福を享受せしめんとするのである。然るに此政治に矛盾があり、統一を失つた時には、多數の無智なる國民は何を標準として進んでよいか分らなくなる。内務大臣や文部大臣が、如何に風教の振作に意を用ゐても、學者や教育家が如何に男女の道徳を鼓吹しても、一方に於て國家が女子の貞操賣買を公許して居る今日、然も其等の營業者が時として名譽ある代議士として帝國議會に議席を有する事もある今日、効果のあらう筈がない。

何が矛盾といつても公娼制度の如き國家の大矛盾はなく、何が風教を紊すといつても、遊廓公許ほど風教の大紊亂はない。是れ實に公娼制度廢止の根本義である。既に根本に於て許すべからざる者である以上は、末葉の事は論ずる迄もないのであるが、此機會を以て吾等は更に細論したいと思ふ。

（二）「已むを得ぬ」とは何の謂ぞや

娼妓制度が根本に於て人道に背き政治上の一大矛盾で且風教上許すべからざるものたる事は、前に論じたる通り明々白々の道理で、如何なる詭辯者も是に對してイヤ人道に背かぬ、政治上の矛盾でないと主張する餘地はない。それで理論をしては素より許可すべきものでないが實際上已むを得ぬからとの窮辭の下に、その存在を認めるのが多くの反對論者の一致する所である。併しながら吾等は是に向つて「已むを得ぬ」の意義を問はなければならぬ。國運を賭して軍隊が外に戰つて居る時「已むを得ぬ」からとて國民に重税を賦課す

ることや、大火の際水力消防の手段が盡き「已むを得ぬ」からとてまだ燃えない家を破壊して火を遮断する如きは、その「已むを得ぬ」の意義を了解し得る。「已むを得ぬ」なる語は斯る場合に斯る意義に於て用ゆべきものであると思ふ。公娼存置論者は若し公娼を廢すれば國家は滅亡するとでも考へて居るのではあるまいか。人道の蹂躙政治上の矛盾、風教上の大弊、是等の悉くを犧牲にしても尚且此制度を必要とする、所謂「已むを得ぬ」の意義を問ひたいのである。

若し公娼を廢すれば野獸の如き男子は良家の子女を辱めて其弊が全體に及ぶ故に區域を限つて之を許すのは一般の平安を保つ所以であるといふ。是實に男子を侮辱するの大なるものである。男子は慾情を制する能はざる弱者なるを以て特に情慾を滿足せしむべき場所を供給し置くとの意味であつて、全男子に對する大侮辱である。而して其結論は「故に男子の不品行は當然の權利也」といふ事になる。議論少しく横道に入るが男子の不品行を當然の權利と見做す精神は我民法其他の法律にも屢々現れて居る。妾を置く事を許せる如き、有夫姦を罪して有妻姦を罪せざる如き、密淫賣の際賣りたる女子のみを罰して買ひたる男子を罰せざる如き皆この爲である。女子に對しては極度に節操を强ひ乍ら、自分の不品行は當然の權利也とする男子の横暴放恣に對して、吾等は痛憤の涙を禁ずる能はざると同時に、日本婦人の寛大隱忍に寧ろ驚く者である。

再び立ち返て公娼が果して一般の良家の子女をして不品行的危險から脱せしめ得るであらうか。一人華嚴の瀧に投ずる者があれば之に倣ふものが續出する。一人無政府主義者が生ずれば是に感染する者が少くない。取締の峻嚴なる危險思想すら他に感染し死ぬ事すら眞似る者のある位である。一區域にもせよ、不品行場を公開して其の惡風の周圍に波及せぬ道理はない筈である。多言する迄もなく各地の實際を考へて見れば分る。公娼の所在地と、設置してない地方と孰れが一般の風俗上高位にあるか。殆ど比較する迄もない程明瞭である。假に千百歩を讓つて爲に幾分か一般の風俗が害せらるゝとしても、是ぞ眞に「已むを得ぬ」のである。

調査及研究

三十年間苦戰の婦人問題

廓清會副會長　矢島楫子

△請願二十八回

我が國の民法は、明かに有夫の妻にして他の男子に通じたるものは、姦通罪として之を處罰すると云ふ明文が御座いますが、有妻の男子が他の婦人と通じたものを、姦通罪と認めない誠に矛盾した法律であると思ひます。之は實に婦人と申ものを蔑視したもので御座いますまいか。其故私共同志の婦人は之が改正を求める爲めに、一夫一婦の請願を帝國議會開設以前から政府に提出致して居りました。それから議會が開設されてからも、恰度二十八回（但し一回は國會解散の爲め自滅）屈せず撓まず提出して居ります。然し此議案は、毎回委員の手に依つて握り潰されてしまふので御座います。先頃或る代議士の御宅で議事錄を拜見させて戴きましたのですが、只今其記錄を拔載致して見ますれば、

第五百二十五號　明治四十四年二月四日

東京市麹町區上二番町卅二番地女子學院管理者

請願者　矢島楫外二百八名

紹介議員　根本正

刑法及民法改正の件。

本案の要旨は人權は平等にして男女の故を以て輕重厚薄ある可からず、然るに現行刑法は妻の姦通を罰するも夫の姦通は之を不問に附す、文明國の汚點にして又一大缺點といふべし。男女を共に嚴しく處罰するの規程を設け且つ民法中に

一姦通とは有妻の男子他の有夫、若しくは無夫の女子と通じ、有夫の女子他の有妻若しくは無妻の男子と通ずるを云ふ。

二無妻の男子にして妾を貯へ、妓に接するは姦通なり。

三姦通の場合には其不過者の一方は、離婚を請求する事を得、又相當の償金を請求する事を得、との條項又は其意味に於ける規定を請願すると云ふにあり。

と此の樣に請願の主意を記して、其次に

右請願は議事に附するを要せざるものと議決致し候此段及報告候也

明治四十四年三月三日

請願委員長　福井三郎

長谷場純孝殿

此の有樣で以て何時も此重大なる問題が數句で結論されて居るので御座います。兎も角も文明國を以て誇りとして居る日本も、此樣な有樣では實に嘆かはしい次第で御座います。殊に滑稽なのは私共の請願書の次へ持て來て、全く正反對の請願が提出されて居るので御座います。今比較の爲めに其一部を擧げて見ますれば。

第五百二十九號　明治四十四年二月四日

神戸市南道瀬川百廿二番屋敷平民貸座敷業

請願人　板倉音次郎

紹介議員　野添宗藏

娼妓就業年齢に關するの件。

本案の要旨は花柳病問題は獨個人問題に非らざるや明かなり。而して之が主たる原因は現在密淫賣娼婦の激增狀態にあり。密淫賣婦の增加は公娼就業年齢の改正即ち（明治三十三年內務省令第四十四號娼妓取締規則第一條滿十八歳未滿なるものは娼妓たる事を得ず）。

即ち滿十六歳を以て就業し得る事に改められん事を請願すといふので御座います。之れも素より議事に附すると云ふ事を否定されて居ますけれども、此

の様な請願を紹介する議員が現今我日本にあるのがと思へば誠に嘆かはしい事では御座いませんか。

△此請願の歴史

尚右の刑法及び民法改正の件に關する請願を致しました當初から、今日迄の歴史を少々申上て見れば、我國で帝國議會が開設されました劈頭第一に私共の請願を提出するに就きましては種々困難が御座いました。一例を申て見ますると此事を請願する同志の方の内でも一度名簿に記名捺印して賛成して置ながら、後から使をよこして、只今の事を能く考へて見ますると如何にも女として出過た事の様に存じますし、良人の手前も御座います故、當分のところ、どうか私の名を切り捨てゝ下さる樣にと申される方も御座いました位で、實に同志者を募るだけでも餘程困難を致しましたが、初め德富氏の紹介で本多夫人と共に同國人のよしみに依り、清浦奎吾樣が當時單に貴族院議員でいらつしやいましたので、私共の希望を申上げ、且つ請願書の御一覽を願ひましたところ、御一覽になつて之は六つかしい事だが、兎も角尚よく見て置こうからとの御挨拶で御座いました。そして書類は其儘御手許へとめ置て、翌日又出かけましたところ、事が成効するかどうか何とも云へないが、何れにしろ紹介丈ならば出して上やうと云ふ事で御座いました。私共は大變喜びまして、今後よろしく御願ひ申ますといつて、其日は歸宅しましたが、其翌日御手紙を頂戴致しました。それは成否の點は不明だが、出來る丈の盡力をして見やうといふ事で御座いました。其後は清浦子爵の御紹介で毎年貴族院の方へ提出致して居りましたところが、清浦子爵が大臣として入閣されましたので、今度は何誰樣に御依頼申上たらよからうかと御相談申上ましたところ、岡部子爵は此問題に就て興味を持つて御出になるから、子爵に御頼みしたらよからうとわざわざ私共の爲めに紹介狀を認めて下さいました。其後は貴族院側は岡部子爵の御手を煩はし、衆議院は江

原先生や島田先生に御願ひ申て居ましたが、岡部子爵も大臣にお成りになりましたので、其後は島田先生が私共で出來る丈取計らひませうと、御親切に仰しやつて下さいますので、貴衆兩院共に其後と申ものは、島田先生や根本先生に願つて居るので御座いますが、議會が始まつてから提出しますると、一番終りの方に廻されます故、今度は早く出して置く積りで居ります。根本先生にもずつと以前から御盡力を願つて居りますが、本年は島田先生が御洋行中で御座いますから、やつぱり根本先生に御依頼申上る積りで居ります。

△此事は私の終世の事業

そも〱議會の開設當初から提出して居るにも拘らず、何のこたへも無いので、勞して功なしと云ふ様な考へを持つであらう、悲觀するであらうと云ふ風に仰しやる方も御座いますけれ共、私は決して左様な感じは致しません。かういふ風な請願がさう容易に解決される可きものでも御座いますまいから、私に取りましては終世の事業と致して、樂しんで、屈せず、撓まず、毎年提出を致して居るので御座います。殊に喜ぶ可き近頃の現象は、最初は同志を募るにさへ困難を致しましたのが、此節では皆様よろこんで自から進んで名簿に記名捺印をせらるるのみならず、之によつて一つの正義の旗を立てる爲めには、何時迄も撓まない屈しないといふ、堅忍不拔の精神を養成し得るので御座いますから、教育上から見ましても誠に此上もない好教訓を與へられて居るので御座います。それ故に重ねて申ますれば、此重要な人權問題の解決は私共終世の仕事と致して、樂しんで事に當つて居るので直ちに其響きが無いからと申て、悲觀をしたり、途中で挫折したりする様な事は決してなく、却つて之に依りまして、貴重な教訓を與へられて居る事を感謝致して居るので御座います。

尙序でに私共の此問題に關する請願書の全文を左

に載せて御覧（ごらん）に入（い）れませう。

刑法及民法改正の請願

謹て書を貴衆兩院に呈し刑法及ひ民法改正の件を請願す願はくは我らの衷情を察し其請を納れ萬民の福祉を全ふせられん事を

凡て人の世にあるや貧富貴賤を問はす齊しく自由の權を賦與せらるゝものにして未た男女の故を以て輕重ある可らさる也人智未た開けす人權の何物たるを知らさる時代に於ては婦女子を玩弄物視したる如き奇怪なる現象なきに非すと雖も文運人智の開發して私權公權の別自ら明かなる二十世紀の今日に於ては既に婦女子と雖も人權を貴重し天賦の幸福を全ふするを得るに至れり是れ洵に宇内の大勢にして決して止む可らさるなり今や我國の制度文物悉く泰西に則る獨り刑法及民法を制定するに於て舊套を脱する能はさるは吾等の遺憾に堪へさる處なり今我國現行の刑法を見るに其第百八十三條の規定に曰く

第一　有夫の婦姦通したる時は二年以下の懲役に處し其相姦したるもの亦同し

　前項の罪は本夫の告訴を待て之を論す但本夫姦通を縱容したる時は告訴の效なし

斯の如く妻の姦通を處罰するも夫の姦通は不問に附せり故に之を改正して有妻の男子の姦通も亦有夫の婦の姦通に等しく處罰する事にすへし

第二　民法中或部類に一夫一婦の精神に基き左の條項又は其意味を追加すへし

一　姦通とは有妻の男子他の有夫若くは無夫の女子に通し有夫の女子他の有妻の男子に通するを云ふ

一　有妻の男子にして妾を蓄へ妓に接するは姦通なり

一　姦通の場合には其配偶者の一方は離婚を請求する事を得又相當の償金を請求するを得

其理由左の如し

一　現行刑法は有夫の女他の男子と姦通するを罰するも有妻の男子他の女子と姦通するも之を不問に措けり是れ五千萬の半を占むる婦女の存在を看過したるものにして婦人を玩弄物視したる往時の遺物を繼承したるものなり

一　君子の道は端を夫婦に發す一夫一婦の大倫は社會の由て成る根本なり然るに今日の實際を見るに法律上及ひ戸籍面にては一男一女を娶さなすも事實上有妻の男子にして副妻或は妾を蓄へ一夫多妻の蠻風は平然として白晝に行はれ居れり然るに現行の民法刑法は此破倫を看過しつゝあり

一　時と所とによりて些少の相違なきにあらさるも男女の數は殆と相均しく殊に婚期の男女は數に於て相等しきものなり故に一男數人の女子を妻妾とするは其平均を破るものにして現行の刑法民法は此點を看過せるものなり

一　一男一女天理に順ひ愛情の一致する所に由り生涯相扶け相保たんと欲して婚姻するものなるに男子たるもの家に妻あり猶妾を蓄へ妓に接する如きは夫婦の契約を破り婚姻の目的を害するものにして夫妻の衝突も之より起り妻妾の衝突も之に始まり家庭の和樂を破り子女の健全なる發育を妨け引いては國家の元氣を腐らすものなり現今の刑法民法は之を看過せり

一　諺に曰く義は國を高くし罪は民を辱かしむと男女の道亂れ

蓄妾接妓の亂俗公然と行はるゝは實に國家の恥辱なり而して其之を取締る可き法律も女子の節操を要求して男子に要めす爲に外人をして日本の刑法民法は男子の醜行を公認し婦女子を人間視せすと誤解せしむるあらは決して國威を發揚する所以にあらず今や列國環視の間にある我國の法典の中慿る遺漏あるは得策にあらず

願はくは玆に陳述請願する所を採納せられ速かに婦救の道を立て給はん事を我ら懇願の至に堪へず

今一つ私共が之と一所に毎年議會に提出して居る請願は『在外國賣淫婦取締法制定に關する請願』であります。之も廓清會に關係深き問題ですから左に記して御參考に供しませう。

謹んで請願仕り候

一在外國賣淫婦取締を嚴にし之に對する適宜の法律を制定ありたき事

右理由

今や日本の汚辱なる密行賣淫婦は太平洋沿岸にあまねく韓國支那滿洲香港より新嘉坡南洋諸州果ては北米の諸州に及び候狀態言ふに忍ひさるものありと承り及候中には無智曖昧なるもの唯利是貪るより誘拐者の黠策に陷り前非を悔いて歸國せんと欲するも遂に能はさるもの往々之ありと申候實に彼らにとりては慘然の次第國にとりては之に過ぎたる不面目なしと存候

然るに現行法令は取締の法其宜しきを得たりとは申難く候旅行免狀の制丈にては賣淫婦の密行を防ぐに足らず警察權の監督は中々之を取締るに易からず領事の取扱法の如きも例へは彼らか香港の領事に追迫せらるゝ時は更に南洋に航し又北米諸州に渡航するといふか如く却て其出稼きの範圍を擴むるに過ぎさるもの甚た多き次第に候されは速かに周到の取締方法つかさる限りは奸黠輩年又年巧みに法網を潛りて無智の婦人を誘拐欺騙休む時なかる可く幾多の婦人の奴隷制度よりも惡き境遇の下に慘狀言ふに忍ひさる生涯を送るも限りなかる可く抑も亦强兵富國東洋に覇として更に大義を四海に布かんとする日本帝國にとりては永く國旗の汚とも相成可申況んや近年英米人間に往々排日の聲高きをや何卒速かに適宜の法律を制定し周到の取締あらん事を

右謹而請願仕候

是とても矢張り、前の刑法及民法改正の請願といつも同じ運命でありまして、其衆議院委員會議事錄には、矢張り「右請願は議事に附するを要せざるものと議決仕候」と請願委員長から衆議院議長に報告されて居ります。

而して私共の手許にはどうぞ早く何とか御國の方からこんなに惡い婦人を外に出してくれないやうにと度々外國の人から請求の手紙が參ります。どうしたらよいものでせう。（婦人記者筆記）

日本に於ける娼妓制度の歴史（二）

佐世保日々新聞主筆　金子克己

△遊廓惡所營業者は忘八

▼移轉した後は夜間營業禁止を解き、市中の私娼を滅したから、茲に始めて元和當初の狀態に復した幕府が江戸の士風の頽廢、民俗の衰病を防がん爲めに取りたる方針は以上の如き注意を拂ひ監視を怠らなかつた、此の間正德年間迄此の方針を以て一貫して來たのである。

▼正德以降は太平に慣れ百事形式に流れて本來の精神を失つたから市中には又候おざり子の類が出來た。而しながら江戸は他の都市に比ぶれば善政良法の餘威によつて腐敗の度は甚だしきに至らなかつた。京都、大阪の如きは市中に遊廓多く、善良なる

市民と醜業婦と雜居した爲に、其の風俗の淫靡なるは目も當てられなかつたと云ふ、恐るべき忌むべきは、實に善良なる士民の間に醜業婦の雜居して、男子の情慾を刺激し、女子の好尙を混亂し、輕薄淫靡に惡化せしむる事である。

▼元祿前後は恰かも德川氏の文明隆盛の時代であつたからして遊廓も中々繁昌し名妓が出でた。この結果たるや德川氏が江戸の清新を期せんが爲めに、市内の淫賣婦を度々驅逐して遊廓に追ひ込んだから、他の一面から見れば遊廓を保護したやうな譯で、其の利益を大ならしめたのである。

▼元祿前後には名妓が輩出した爲め、身分あるもの位官あるものが出入する事があつた事は、小說で見

る仙臺公の豪遊の如きものによつても窺知される。されど身分ある者も公然と出入するは大なる耻辱であつたから、其の頃は名を易え尋常の装をなして、娼家に忍ぶのであつた。今日の如く公々然、名は藝妓にして實は賣淫婦と狎るゝが如き事はなかつたのである。

▼遊廓は惡所と呼ばれ、之が營業主は忘八と稱された。そは仁義禮智孝悌忠信を忘るゝから名づけられたるもので、惡所通ひをなすものにして勘當をするなぞは正當の理とせられ、遊廓に出入するものは勿論娼家の擯斥せらるゝは、廓者として良心を有せざる人間外の如く、待遇されたるに見ても知らるゝのである。

▼徳川氏は遊廓を設くるを許したが、下劣なる肉慾の滿足と、高尚なる榮譽心の滿足とを一致せしむるものでない事を嚴に示して、大門口の制札を以て身分あるものを制し、遊蕩兒の如きは父兄の申請を以て除籍する事を許し、心中を企てたものは男女を縛つて日本橋の晒し場に三日間晒して、公衆に見せ後族籍を削つて穢多となし、乞食の親分をして其顛末を市中に讀み賣りせしめ、無理心中を謀つたものは斬罪に處したと云ふ。斯くの如くなれば、肉慾の滿足を得やうと思ふものは、社會上に於ける榮譽は決して得られなかつたのである。

▼以上の如くであれば當時黄金を埃の如く思つて居た紀文の如きも、榮譽心の滿足を得る事が出來なかつた爲に、其角や文山などを伴ひて豪遊をなして纔かに世に誇つた。

△藝妓の起原

▼以上は正徳年間迄の幕府のやり方であつたが、その後は只々死文を守るに過ぎず、爲政者に人材がなかつた結果、踊り子など云ふ淫賣が出來た。これが即ち藝者の始まりである、彼等は後廓内にも入る事となつて、今日で云ふ藝者兼娼妓と云ふやうなものとなつて、風呂屋ものが散茶女郎と呼ばれて、太夫

格子女郎を壓倒した時の如く、廓外の流行を以て大に客をひかんとしたが、之は失敗に歸した。

▼女郎は古より單に淫を賣るものゝみでなく、客の遊興を助くべく歌舞吹彈の技をも有するものであつた事は、その名の太夫と云ふ慶長頃の娼婦が年々四條河原に劇を演じたより出た稱を、附して居るにても知られる。又これあるが爲め上流士人にも近づけたのであるが。世降るにつれて唯單に淫を賣るのみのものとなつた。故に分業の必要が起つて娼妓の上に藝者と云ふものを生ずるに至つたものである。踊り子の生じた頃から娼婦の柄も落ちたものたる事が察せらるゝ。

▼娼妓の上に又實を同ふする踊り子が出來たのは、罪惡の區域を一層大ならしめたものと云はねばならぬ。娼妓の資格が落ちて來て、單に淫を賣るのみとなつて藝者が出來て以來は、市中にも漸く跋扈し來つた。それは只今と同じく抱えあり自前があつて淫を賣つた處から、安永八年に見番所を設けて之を取締つた。

△遊廓は遂に德川の末路を早めた

▼此の以外に市中には、岡場所と稱する目今の淫賣屋見たやうなものが散在して無秩序となつた。敢て顧みるものもなく再び元和以前の狀態を現出するに至つた、當時の江戸は、甚だしき弊害を蒙る事となり、江戸の腐敗墮落の因となつた、元和の口諭や大門口制札なども空文に歸したのである。

▼遊廓は繁昌する藝者は跋扈する、岡場所は益々各所に起ると云ふ有樣で、一世の風氣が如何に變じたかは、問はずして知る事が出來る。

▼安永天明の頃に十八大通と云ふ大和屋文魚、大口屋曉翁などの、淺草藏前の札差等が富裕なるの故を以て、殊更に異風を裝ひて遊廓に出入し榮華に誇り、藏前風と稱するものを起こして、世の浮薄なる青年をして崇拜せしむるに至つたのに見ても知るべしである。

▼彼等は遊廓で通とか粋とか云はれるを無上の光榮とした。されど當時この事は廓内丈けに於ての價値ある事であつた、がその後に至つては一般世間に於ても價値ある事にせられたのである。遊廓內の是非だとか毀譽だとか云ふ如きものは、社會の一隅に繞存すべきものであるべきに、却つて此の遊廓內の是非毀譽が社會を蓋ふの觀あるに至つては、その社會の健全、淸新が如何にあるかは、識者を待たずして之を知る事が出來る。

當時の江戶は、全く遊廓の江戶であつたと云つても過當ではなかつた。德川氏の末路は斯くの如くして近まつた。德川氏の士民は何れもかゝる風氣の中にあつて墮落、腐敗し了つたのである。

▼茲に特に云ひ置くべきは、前に述べた十八大通の時代は肉慾と榮譽心との滿足が伴つては居たけれども、彼等は肉慾の滿足をなさぬを以て通とか粋とかと稱え、遊興の眞趣は寧ろ肉慾を輕視するにありとして居た如く見られるが、藝者が世に行はるゝに至つて、たゞ閨中連理の契りを結ぶを以て男子の光榮とするに至り、肉慾と名譽心との滿足が眞に一致する事となつた。而して人は野獸と選ばなくなつた。

△明治五年の解放令は德川氏の大門口制札にも及ばず

▼斯くして德川氏は亡びたのであるが、德川氏と共に榮えて來た遊廓は、德川氏に後れて倘存し益々繁榮を來して居る。明治の代となり薩長の天下となつてから以來は、譯けもなく遊廓の爲めに征服せしめられたる事となつて、醜業婦の跋扈は前代未聞の事實となつた。東京現在の士民の風氣と藝娼妓等の社會に於ける地位勢力と相應したる結果は如何なる狀態であるか、眼前の事實はよく之を證して居る。今にして覺醒が出來ぬとは已に痲痺しつくして居るのであらう。

▼明治五年十月二日の大政官布告第二九五號は、今日何等の効力があるか、斯くの如き立派な活きたる

法令をば死文と化せしめたる責任は誰にあるか、布告が出た當時成る程藝娼妓を一時解放したとの事であるが、然し遊廓は依然として繁昌をして居る。人權問題に大光明を與へたではあらうけれども、これが社會問題に對しては德川氏の大門口制札の効力にも及ばなかつた結果を見た。

▼東京は無論であるが今では津々浦々の邊陬に至る迄も政府の保護をうけて此の醜業を營むものが存在して、今や首尾共に腐敗しつゝあるのである。

△好尙迄彼等に習はむとする不健全

▼大隈伯は東京は待合の東京であると謂はれた、然りその通りである。藝娼妓は卑むべからざる寧ろ歎すべく羨やむべきものかの如く視せられ、好尙に至る迄も醜業者と同一趣味に走らんとする現代の不健全さは言語同斷である。

▼前に述べ來れる如く德川氏時代にあつては、社會の制裁も嚴にして人自らを持する事も亦嚴、士人が品位、體面を重んじて苟もせざりし時に當りて、爲政者は峻嚴なる取締りと或る場合には壓迫とを以て遊廓に對したに關はらず結果は以上の如きものであつて、士風民俗を頽廢せしめ了り、社會の墮落、腐敗を誘致した。然るに德敎の力微にして社會の制裁も力なく、廉恥の念も地を拂はんとする現今の世に、政府が法律を以て此の人身賣買者を保護して以て、人道の罪惡を助長せしむるに至つては、底止する處を知らざる次第である。

▼一國の首都たる東京の好尙風氣は、流行と同じく全國の以て範とし之に染まん事に急なるは、事實の最も明かなるもの也。首都にして淫靡妖冶の風あらむか、年ならずして此の惡風潮は全國に波及するであらう。それは好感化よりも寧ろ速かである。今や首都の狀態は如何であるか、淸新健全なりとは如何にしても云ふを得ぬ。要ふべきは茲に存す。

△倫理を說き道德を壞る

▼次に火と水とを以て天が暗示せるを受くるの靈感なき爲政者は、既に〳〵此の惡風潮に住みなれて怪しまざるの狀にあるものと見ねばならぬ。情けなくも恐るべき事ではないか。德川氏の時代には自ら公許したる遊廓の繁榮を見て、士民を墮落せしめ社會を混亂せしむる大害毒を流すものとして、之を邊陬の地に移轉せしむるの策を立てた。今の世は遊廓を以て其の地方の繁榮策となすと云ふ。而して一面に仁義、忠孝、貞節、等を說く、矛盾も茲に至れば極まれりと云はねばならぬ。倫理道德を說く一方には政府自ら道德を根本より破壞するの罪惡を業とするものを、保護するの奇觀を呈して居る。

▼富國强兵の實を擧げん事を念とし、日本國民の剛健淸新を期するならば、先づ社會を腐敗墮落せしむる因となるべきものを掃蕩せざる可らざるは論なき事であらう。醜業婦を善良なる士民と伍せしむる結果の如何は、以上に述べたる處且つは事實によつて證明されて居る今日である。殊に世界に醜名赫々たる吉原、洲崎の如き魔窟を滅する如きは、國家の體面よりするも必ず取るべき道である。一步を讓りて今日の社會狀態では急に之を滅するを得ざるの事情のありとするも、今回の如き明曆以來の好機會に際して之を他に移轉せしめて以て社會人心の廓淸を期する丈けの思慮を有せざりしは何事ぞや、哄嘆に堪へぬは此事である。

▼娼妓廢すべきは論なき事である、考ふべきは其時機であるとは吾人の主張である。總て色を賣るものを良民の間に雜居せしめてはならぬ。肉慾と名譽心との滿足を伴はしめてはならぬ。與奪の權を以て臨むものが、世間の弊害を除く事の出來ぬ事はないのである。爲さぬは勇なく、爲してならざるは智なく信なきものである。

▼されど吾人は決して急激に之を行ふべしとは說かぬ、漸を以て罪害の區域を狹め行きつゝ廓淸を期せんとするものに外ならぬ。吉原の移轉を說くが如きは即ち之れである。（完）

心を痛ましむる誘拐手段

組合教會牧師
廓清會評議員　小崎弘道

▲誘拐者の毒舌魔手

最も多く海外の醜業に就て悪漢が弄する誘惑の手段は、女子に向つて結婚を申込む事である。現に彼等がやる所を見ると、一旦歸國して田舍に行き、美服を纏ふて富豪の體を裝ひ、海外に於て大きな商賣をなしつゝある者と吹聴し、容貌美き女子を搜し出して、其家に向つて結婚を申込むのである。田舍の事ではあるし、其對手の何者なるか、其身元の確實な者であるかも調べず、其風采其口車をウッカリ信用して遂に結婚をする。と早速其新妻を海外に伴れて行つて魔窟に賣り飛ばすのである。如斯境遇に陷つた女子にして貞操の念ある者は決して是を承知しないのであるから、一室に閉ぢ籠めて脅迫する、若し怎うしても從はなければ殺すぞと言つて脅迫する、而して一週間も、二週間も飯を與へずして苦める事もある。一方には其間に種々と是を誘惑し精神を攪亂する事を計るのであるから、非常に意志の堅固な女子でない以上は大概屈服して遂に淺ましい醜業を營むに至るのである。現に是を拒んで殺害せられた所の婦人も少からずあるとの事である。而して悪漢は其女子を幾千圓かに賣り飛ばしては又歸國して、他の女子を同樣な手段で誘拐する。斯如手段にかゝつて海外に出て醜業婦になつてゐる所の婦人は決して尠くないのである。此外樣々な甘言を以て巧に女子を欺き、横濱なり或は神戸なりに伴れ出して

密航をするものがある。誘拐さるゝ女子の中には自分が海外に行くと言ふ事も知らずに、北海道か何處か少しはなれた、まあ地方に行く位に心得、何れの地に上陸するかも知らずして、米國なり、或は香港なりに着き、初めて異郷にある事を悟る者すらある。

▲戰慄すべき實例

二年程前の日米新聞に掲て居つた事件がある。それは在米の何某が故國から自分の妻を呼び寄せやうとした。其妻と云ふのは年も若く容緻も見苦しくなかつた、シャトルに着いたら、早速田舍に居る夫の許に電報を打の約束だつたので、其婦人は上陸して一旦ホテルに腰を下して夫の許に電報を出す事を宿屋の亭主に依賴した、又同地方に居る知己の人に手紙を送る事も賴んだ。所が此主人中々の惡黨で、うまい得物がかゝつた一儲してやらうと、其手紙も電報も受取つた儘出さなかつた。數日を經ても知己の人は尋ねて來ず、夫からも何の便りもないので、どうしたものでしやうと尋ねると、亭主はシャトルの御知合は此頃他所に轉じて其所にはゐないさうです、又御主人は多分旅行中か何かでしやうからお歸りになつたら御返事が來るでしやうといふ、それでも婦人は安心が出來ないので、再び電報を依賴した、併し亭主は矢張出さない、兎角する中に二三週間は經つた。

或日亭主が曰ふには、二度も電報を打つても返事がない處を見ると、何處へ行つてたか何をしてゐるか分らない。其麼賴りにならない夫を有つては浮ぶ瀨はない、寧そ茲に最もいゝ金儲けの途があるからそれをなさつては怎うかと曰つて、彼女に醜業を勸めた。併し婦人は言下に之を拒絕した、そして其無禮を憤つたのであつた。かくて又一二週間經つたが元より何の便りもあらう筈はない、亭主は彼女に宿賃を請求した、而も多分の拂を請求した、婦人は不幸にして餘計な貯を持つてゐなかつた爲に、大に窮したのである、そして夫が其內訪ねて來るに違ひ

ないから其時迄猶豫して呉れと乞ふたのであつた。然るに宿屋の主人は赤い舌を出して我事成れりと喜んで猶豫どころか極めて嚴重な請求をした。遂に其結果荒鷲に捕へられた雛鳩の樣な婦人は、宿屋の主人に何百弗といふ金額に賣り飛ばされ、泣く〳〵も忌はしき醜業に身を委ね、尊い操を蹂躙らるゝ事となつたのである。

それとも知らぬ婦人の夫は、餘り婦人の來るのが遲いので國許に照會して見ると疾うに横濱を出帆したとの返電が來たので、幾日經つてもシャトルよりは到着の報せが來ない、遂に心配の餘り、わざ〳〵シャトルに出掛て一々宿屋を調べたけれども、何處に行つても其麼人が上陸したといふ事も聽かない、二三日同地に滯在してゐる中に、或魔窟に妻らしい婦人が居るといふ話を聞いて、まさかと疑ひ乍ら尋ねて行つて見ると、意外にもそれが自分の妻だつたので殆んど驚倒した。二人の喜びと歎きは說く迄もないが、夫は事の玆に至つた顚末を聞いて非常に憤慨し、直に其宿屋を警察に訴へ、救濟する事を計つたとの記事が日米新聞に委しく書いてあつた。

海外に於ける日本人の旅店が、動もすると惡漢と共謀して斯の如き事をなす事は珍しくない。私が桑港に居た時其方面の消息をよく知つて居る人が云ふのに、女子がさういふ宿屋に投ずればたとひ夫があつても無事に出る事は六ケ敷い。大江山酒吞童子の話は昔噺に聞いてゐたが、今現に海外では、より以上の酷なる恐るべき鬼があると語つた位である。

▲日本名物の醜業婦は公娼制度の產みたるものに外ならず

要するに海外に於ける醜業婦は全然奴隷の有樣であつて最も憐むべきものである。今日米國に於ては太平洋沿岸は勿論、デンバー、シカゴ迄も日本の醜業婦は侵入し。又西は桑港方面、香港、新嘉波、コロンボ、ボンベイ、ポートサイド。北はチミスよりケーペタウン、滿洲、浦鹽斯德、其の他濠洲の重

なる地方迄も蔓延し、將に歐羅巴にも侵入せんとしつゝある有様であるが、多くの人々が是を以て我日本の婦人は男の行かない所に進んで行くと云ふ人がある。之は洵に以ての外の間違である。强慾非道な恥を知らざる惡漢が婦人を誘拐して伴れて行き、醜業を營ましむるからこそ泣く泣くやつて居るので、纎弱な、而も田舍の質朴な、あどけない女達が、どうして自ら好んで斯かる所に行かう筈がない事は、極めて明白な話で、殆んどすべてが怖ろしき惡魔の毒舌に惑はされ、其犧となつて血と膏を絞られるのである。

斯くの如き事實が、年と共に盛んに行はれ、益々彼等の領域の擴大せらるゝのは、畢竟内地に於て公娼制度があつて、彼等の營業が保障せらるゝが故で此婦女の慘怛たる災害を防ぎ、之を救濟するには、是非共其根柢たる内地の公娼を廢止し、然る後内地の醜業婦と共に之が救濟の道を講せなければならぬのであつて、之れ實に同胞の義務でなくてはならぬ。

婦人社會と藝娼妓問題

（三） 島田代議士夫人談

△同性の恥辱

私共よりして見ますれば、公娼といふやうなものの存在することは、われ〜〜同性者の恥辱と存じますが、同時に斯の如きものを存在せしめてお置きになるのは、男子方の御名譽とも思はれませぬ。殊にかゝる營業を致して居るものが、堂々と公の席にも出て、他の良民と同等の、交際をして行くといふやうな事は、文明の社會にあるまじき事と存じます。娼妓ばつかりでは御座いませぬ、藝妓の跋扈も捨て置き難き事と思ひます。若し一國に斯かる不正稼業の者を取締る權威が御座いませぬならば、現代の風敎は勿論、如何にして次代の優良なる國民を生み育てゝ行く事が出來ませう。

△親切なる不親切

いつかの新聞を見ますると、娼妓から客に出す手紙は、凡てい丶加減な男の姓名にして出しますさうですが、客の方でも、娼妓には眞の住所姓名を申ませず、矢張り僞名して居るのが多いので、郵便局では大概配達する事が出來ないで、發信局に返つて來るのが多いさうです。全體普通ならば此の如き場合には、發信局に幾日間か保存して置て、後燒き捨てるかどうかなさるさうですが、娼妓の手紙ばかりは符牒の番號を封筒の端にでも書いて置きますと、本人の手に戻る樣に出來てゐますさうてす。之は一寸聞けば親切の樣ですけれ共、其實非常に不親切な結果となると思ひます。何れ娼妓から出す手紙は、お金の無心なり、遊びに來るやうにといふに違ひありませんから、娼妓なり樓主なりに對しては、大變な御親切に違ひないですけれ共、客の妻子や家族から見ますると、どんなに不親切だか分りません。普通人の手紙であると、燒き捨てるものでも、斯ういふ手紙に限つて、二重三重の親切をかける、其親切が本人を益々墮落させ、家族を泣かせることになる、其樣な手紙こそどし〱燒きすて丶下さつてもいいではありませんか。嘗て石川（半山）さんが支那から、赤阪細野次郎殿として手紙をお出しになりましたら、其手紙は着かずに返されたさうです。細野さんのお宅は永田町ですから、麴町ですけれども、赤阪といつてもい丶位ゐ近い處なんです。それから藏原惟廓さんに御出しになつた手紙も返されたと、仰しやつて居らつしやいました。それは藏原さんの先のお住居宛にお出しになつたからだつたさうです。お二人とも名高い政治家で御出になるのですから、一寸聞たらすぐ分りさうなものですが、それを住所の書き違ひがあつたからとて、天津迄送り返して居るかと思へば、新宿では番號で娼妓が分つて僞名で出した手紙が本人に返り、娼妓は更にお客の住所氏名を探つて、幾度も勸誘する樣な取扱ひ方もあると

は驚くの外は御座いません。

（四）　津田梅子女史談

△是非曲直の明白なる問題

公娼問題はもう討論終結になつて居ります、是非曲直は極めて明白な問題で、今頃私共が何の彼のと申上る事は御座いません。今年の春吉原が焼けました時も、私共は心ひそかに、再興される様な事はなからうかと思つて居ました。公娼制度が文面の上は兎も角事實の上に於て、文明國に到底ある事の出來ない、人身賣買である事は、誰様もよく御承知の筈です。殊に女子の生命とも申さねばなりません貞操の賣買を公許されますのは、風敎道德の上に及ぼす弊害は勿論、外國に對しましても誠に氣はづかしい次第では御座いませんか。私共は要するに議論の餘地は無いと思ひます。私娼だつて今日の完備した警察が、取締る氣にさへなりますれば、官權を怖れる事の深い日本人ですから、乾度取締が出來ると信じて居ます。ですから火事といふ災害を善用しまして吉原といふ罪惡の根原、醜穢なる東京名所を永遠に滅ぼし、日本風俗史中に僅かに其名を止めて、今日私共が德川の世にありました、男娼茶屋に對する樣と同樣な感想を以て、忌はしい其名を思ひ浮べる樣になり度いと考へました。それは火災の被害者に對しましては、お氣の毒だと存じますけれども、一面から絶好の機會を與へられた事を喜びまして、同志と共に東京基督敎女子青年會を代表して差當り、日本の最大遊廓なる吉原を再興せしめず、更に適當なる時機に他の遊廓も漸次廢止されむ事を、請求しましたのですが、新聞其他で承りますと、吉原はもう立派に、假建築でありますけれども、昔の通りの不夜城の姿でありますさうで、何といふ情けない事だらうかと存じて居ます。併し幸に廓清會が出來まして、此方面の廓清の爲めに盡されますのは、誠に結構な事で矢島先生の樣な御老體でさへ、あんなに御熱心で居らつしやるのですから、私共の樣な若

いものが、じつとして居てはすまないと存じて居ます。何か身にかなふ働きがございましたら、是非致したいものだと考へて居ますのです。

（五）デビス孃談

△此爲に奮闘するは衷心の喜

私の如き他國人が御國の斯樣な問題に就て、彼是と議論がましい事を申上る權能はないかも知れません。何故と申さばどんな文明の進んだ國に致しても道徳上完全無缺とは申されないので御座います。それ故私はお前は他國の人に向つて、忠言がましい事を云ふ前に、先づ自分の故郷に歸つて即母國の風俗矯正に盡した方が適當だらう、と申樣な御批評を遊ばす事であらうと存ずるので御座います。私は婦人矯風會の名の下に御國の團體へ、萬國婦人矯風會の特派員として派遣されましたので、つまり家庭と風俗の純潔を計る目的を持ちまして、此團體の諸姉と共に幾分にても御力添へを致す事の出來るのを此上もない光榮であると存じて居りますので御座います。私は日本の立派な婦人方が組織して御出になる此矯風會の名の下に、最も不名譽な彼の吉原遊廓の全廢に就きましては、自分を忘れて奮闘すると申事は衷心のよろこびなので御座います。

東洋の君子國と稱されて居る、日本國の首府である東京市の吉原と云ふ一廓に於て、汚穢なる營業が今尚あると申事は、他國民に迄も一種の悪感化を與へるので御座います。本年の四月に吉原の失火娼樓の全燒と共に、日本の政府が一大英斷を以て之を全廢せしめられたならば、他の列强即英米の新紙は之に對してどんな讃辭をも惜まなかつたであらうと存じます。まじめな意味に於て考へて見ましても師團の增設巨艦の製作、商工業の進歩或は外交上の功業を博したよりも尚以上に正義の勝利者として、尊敬する事であらうし、廿世紀の東京市は遂に國家を滅ぼす處の罪惡を征伐して、正義の脚塲を永遠に固めたのであると云ふ榮譽を、歷史の上に燦然と輝かすでありませう。

社會

廓清時言

球川

▲貧民の娘の理想とする婦人

都新聞の白井俊一君は奇特な人であつて、夫妻心を合せて貧しい女兒の爲めに感化院的の夜學校を設けて居る。それを既に十年近くも計營して居るのであるが、近頃同氏の話を聞くに、淺草邊の貧民の女兒が初めて學校へ入つて來た時、お前は何になりたいかと聞けば彼等は皆口を揃へて「姐さんになりたい」と云ふ。姐さんとは藝者娼妓密淫賣婦等の事である。「何故に姐さんになり度いか」と云へば「美しい身姿をして遊んで居られるから」と云ふとの話しであつた。

讀者或は之を以て少女の虚榮心とのみ責むる事勿れ。若しも現代の日本の樣に、藝娼妓と云ふ樣なものが婦人の立派な一つの職業であるとするならば、成程これはよい商買ではないか。

職業學校を卒業した婦人でも、朝から晩迄裁縫を仕事として居る人の收入が一日僅かに三四十錢に過ぎぬ。餘程技量ある者でなくては四五十錢の金を得る事は出來ないと云ふ。女工の給料が、よいところで四十錢、取付が十五錢。女中奉公をすれば一ケ月一圓半位で、よいところで三圓を越さぬ。かくも女子の神聖なる勞働の結果が誠に僅かな金を得るに過ぎない以上、一夜に幾圓或は幾十圓の金を得つゝある藝娼妓をば貧民の女兒が羨望するのは無理もない話である。（藝娼妓の實際の收入は皆自分の物となる譯ではない。其大部分は樓主若くは女將に卷き上らるゝのであるが、それは一般の人々には分つて居

ない。)

即ちかうして一生懸命になつて稼いで僅か三四十錢に過ぎない職業も一晩僅の時間稼いで幾圓といふ金になる職業(?)も、同じ職業であつて、少しも貴賤上下の區別がないとするならば、天下の女子が競つて藝妓娼妓たらん事を望むのは當然の事で、何を苦んでか安い勞金の勞働を選んで貧苦に泣かんやだ。

然るに何が故に中流以上の婦女子が藝娼妓にならないで、生活難に泣きつゝも苦しみながら他の職業に就て居るのかと云へば、其理由は簡單明了である。

即ち藝娼妓の業は卑しい業、恥かしい業、道德上の罪惡だと云ふ觀念があればこそ、多くの金の儲かるにも不拘、他の職を選び比較的僅少なる勞金に甘んじて、生活をして行くのである。そこで、社會の風紀問題としての見地から之を曰へば今日の婦人社會が兎にも角にも風紀を保つて行く事の出來るのは、つまり藝娼妓の生業を以て卑しい汚れたる業であり、道德上の罪惡であるといふ思想の生みたる賜に外ならない。此思想たるや實に貴き國民的思想であり又全力を擧げて保護すべき潔き國民性であると思ふ。

然るに今日國家を代表する所の政府が、彼等に對する態度は如何。藝妓は勿論貞操賣買を以て唯一の目的となす娼妓すらも、一の營業者である。我々が彼に對して其汚れたる卑しき業を捨てゝ、善良なる正しき業に就けと忠告する時に、何時も彼等が返す所の言葉は斯れである。曰く

『失禮な事を仰しやるな。私達は鑑札を受け、營業税を拂つて居るのです。私達はお上の許しを受けてやつて居るのです、私達の爲めにお上は大層お金を儲けて居るじやありませんか』。

彼等はいつもかく答へるのである。即政府の今日の制度は藝娼妓をして此の如く自尊自負の心を抱かしめつゝ其職業を繼續させて居るのである。一口に云へば政府の眼中には裁縫や其他の手藝を業として居

る處の女子の職業も、藝娼妓の職業も毫も變つた事は無いと云ふ。其ところに國民の尊き道德思想を破壞する處の危險思想が蟠まつて居る。我々は日本婦人の此貴ぶ可き道德思想否婦人としての國民性を保護せんが爲めにも、此公娼制度卽醜穢なる彼等の職業も營業と認めて居るところの公娼制度を廢止せなければならぬ。さうして婦人は素より國民も國家も共に貞操の賣買を以て罪惡と認める樣にせなければならぬ。之は慥かに風紀廓淸の根本問題であらうと思ふ。

▲藝妓の團體旅行に就て

先達てから度々藝者の團體旅行が行なはれて居る。名古屋藝者の信州善光寺參りを初め、京都藝者の伊勢參宮、新橋藝者の宮島詣でなどは其重なるものである。之等の團體旅行が行なはるゝ度每に、或新聞社は恰も外國の觀光團でも迎へたかの如く、わざわざ記者をしてお伴をさせて步く。そして一段若しくは半段の記事となつて某妓が箸を落した事迄くわしく新聞紙に記載されるのである。我々は此の如き記事を讀む每に常に社會の爲めに眉をひそめて嘆息せざるを得なかつた。前項に記した如く無敎育な娘子の思想といふものは、只成る可く『美麗な着物を着て遊んで暮す』と云ふ事である。一口に曰へば「華美と遊惰」之が彼等の理想である。其處に持つて來て華美と遊惰の權化ともいふべき藝者等の團體旅行は盛んに行はれる。而して是はたしかに或人が言つたやうに藝妓の示威運動である。倂此示威運動の影響は如何。余は前項の例によつて斷言することが出來る。卽ち其は其の地方の質朴なる娘氣質を破壞することである。質素な地方の娘に虛榮の傳道をすることである。或は旣に虛榮の信者になつた娘もたしかに居るであらう。之は云ふ迄もなく最も不堅實なる思想である。爲政家は須くかゝる不堅實なる思想を矯正する事に勤めねばならぬ。況んや「忠實業に服し、勤儉產を治め、華を去り實に就き、荒怠

相戒め自彊息まざるべし』との陛下の詔勅を眷々服膺して民をして實踐躬行を努めしめんとする爲政家ならば、如何計り天下の爲に之を憂ひて之が矯正に心を勞するかわからぬ。言ふまでもなく、戊申詔勅の御主意に最も極端に違背したるものは彼等醜業者である、見よ彼等の營業の最も繁盛する時は人民が不勤儉不忠實、華に流れ實を去り、荒怠放蕩を之事とする時ではないか。即彼等の職業たる到底戊申詔勅の主意と抵抗せずして其營業を繁昌ならしむる事の出來ない性質のものである。それ故に眞に詔勅の御主意を奉戴して、社會をして醇厚の俗に導かんとするものは、須く此營業を全く停止する迄には至らずとも、せめて其監督取締だけでも嚴重にせねばならぬ。然るに今日藝者の跋扈はどうであるか。意氣揚々として自動車に乘り歩く處の者は富豪と藝者である。常にお蠶ぐるみで華美の魁をする處の者は實に彼等藝者である。さうして盛に市中を横行濶歩して居る。而も爲政家も社會も之れをとがめない。それは猶恕す可しとしても、到底免す可からざるは地方に迄もきらびやかな旅行をして、所謂彼等の示威運動を縱になす事である。團體旅行は彼等のデモンストレーションである。而して之等のデモンストレーションに依つて惡感化を受くる處の地方人こそ氣の毒な物である。

内務省の巡回教師によつて教へ込まれた勤儉の美風は、斯の如き反對運動の實物教育によつて破壞されて仕舞ふのである。惡の力は常に善の力よりも強い。故老の千言萬語の訓戒は聾の如く耳に入り難きも、虚榮と遊惰の實物教育は、電の如く妙齡の女子の眼に閃く。見よ先日も『藝者の眞似がしたさ』に白木屋呉服店で萬引した婦人が出た（十一月十二日萬朝報）ではないか。嗚呼藝者の華美な風を眺めて羨望の情に堪へない婦女子何ぞ此萬引夫人のみならんや。滔々として虚榮にあこがれつゝあるは現代婦人界の惡風潮ではないか。されば斯の如き時代には、及ぶ限り忠實の模範、勤儉の美風、質實の手本

を示す様に爲政家たるものは注意せねばならぬと思ふ。

然らずんば總ての婦人殊に無教育なる婦人は必ずや、この惡風潮の捕囚となつて國家社會は直接に其惡結果を被らねばならぬ。

即一言以て之を云へば嚴重に藝妓の跋扈を取締らねばならぬ。彼等の横行濶歩を縱まゝにさせてはならぬ。少なくとも、是を眺むる人をして羨望の情を以て彼等を見ざらしむるやうにせねばならぬ。何程美しい着物を着て居てもナニ烏か孔雀の羽で己れの體を飾つて居るやうなものだ、賤しいもの、不潔な奴と思ふやうに、一般婦人思想が高まつて居るならば、藝妓の示威運動も何等の力はないであらうけれ共奈何せん、今日の樣に新聞紙は勿論、社會も當局者も、彼等を目して殆んどなくてならぬ貴重なる社會の必要物であるかの如くにあしらつて居る樣な事では、前項にも云つたやうに、藝者は却つて無教育なる女子の理想的人物で、羨望の的となるより外はない。否現になつて居るのだ。

思ふに今回の團體旅行が質朴なる田舍の婦女子の頭に如何なる印象を與へたであらうか。輕蔑の眼を以て之を見たであらうか、或は羨望の眼で見たであらうか。若しも前者であるならば國家の幸であるが、不幸にして後者であるならば之れ實に日本の婦人社會の爲めに悲しむべき誘惑である。而して我々の見且つ聞く處に依れば、地方人は皆口を揃へて『きれいだなー私達もあゝいふきれいな姿がして見たいなー、どうしたらあんな身の上になられるだらう』といふ羨望の語である。

彼等の事どもを見たり聞たり考へたりする事に付けても、何故に當局者は之等に對する相當の取締を講せないであらうか、我等は此事を頗る遺憾と思はずには居られない。

吉原の妓夫と語る

い ゝ ま 生

此間圖らずも吉原江戸町二丁目の某樓の妓夫と或所にて出會ふことゝなりましたので、救世軍の娼妓自由廢業運動は何うだ、お前の所に居る娼妓には影響しないかと尋ねて見ました。

すると其妓夫は答へて、私共の所へも「廢業の勸め」といふ刷物を手紙の中に入つて四枚程來た樣子でしたから、三枚は直きに取上げてしまひましたが、何うしても今一枚の行衛が知れませぬので、誰が隱して持て居るかと調べましたけれ共、終に分りませぬでした。

そこで樓主は直ぐに一同の娼妓を集めて此ういふ風に言ひ聞かしたのであります。「救世軍といふものは、元牢へ入つて居つた樣な無頼漢ばかり寄て出來たものであるから、娼妓を引張出して皆んなで寄つてたかつて、なぐさみ物にするのである。さうした後には又候遠方へ賣り飛ばすのが救世軍の無頼漢どものすることであるから、決してそんなものに欺されてはならぬ。救世軍に行つて後さん〴〵な目にあはされて泣く〳〵歸つて來た者も、そこゝに居る。

しかしお前方はこゝで辛抱さへして居れば、例令借金は倍になつても年期になれば、それを皆な負けて屹度自由にしてやるから、兎角一心に稼業を勵むが宜しいぞ」と。

此話を聞た娼妓の中には、さては救世軍といふものは然うした惡漢の寄り合であるかと、みぶるひして恐れたものもある樣なわけで、それですから私共の所からは大方自由廢業は出ないだらうと思ひますといふことであつた。

そこで私は其妓夫に向ひ、それにしてもお前方はいつ迄、さういふ不心得な罪の深い世渡りをして居ることか、早く改心して正業に就たが可いではないかと忠告してやると、妓夫は頭を掻きながら、いや何うも早や恐れ入りましたと申しました。

賣られたる娘

婦人記者

私の近所に一人の女がありましたが、此人は永年連れ添ふた自分の夫と何故か夫婦別れをしてしまつたのです。長男は海軍の水兵でもう家内を持つて居る年配だし、次男も一人前の職工になつて居るところから協議上末子の女の子を母親が引取る事となつて、母子二人切りの水入らずの世帶を持ち、今迄は飮んだくれの亭主の爲めにさん〲苦勞をした上句であるから、勿論財産とては一厘もあらう筈はなかつたが、そこは田舍人の親切から、近所の人々が賴母子講をして僅かながらまとまつた金も出來、小さな駄菓子屋を營んで其日〲を過す事となつたのでした。

此の樣な有樣で、細いながらも其日の煙を立て、行くうちに娘は十五の春を迎へた。學校とてはやうやく小學校の四年迄で下げてしまつて、家事の手傳ひをさせてゐたが、機業地の事であるから、店番をしながら、絣の下繪を絞つて、此頃では十錢内外の賃仕事をするやうになり、大分に爲めに成つて與れますと、母親はいつもにこ〲娘の自慢話をして居ました。

去年は十月の末になつても、洗ひ晒しの浴衣の上に肩の拔けた單物で慄へて居たが、今年は木綿ながらにさつぱりした袷の一枚も着る樣になりまして、と大層よろこんで居りました。

小柄の色の白い娘で、よく下樣の子にあり勝な妙に拗ねた樣な事もなく、人の惡口を利く事もなく、人なつっこい可愛らしい、誰にも別けへだてたとせぬ正直な娘でしたから、近所の人達も彼の娘が年頃になつて養子でも取たら、お袋は安樂なものだ、なまじつか道樂な伜を持つよりか、しつかりした娘の子の方が親の爲めになるとほめぬ者は無い位でありました。

其後私共は家長が役向の都合で半歳ばかり遠方へ

行つて歸つて來て見ると、平常なら飛んで來て色々と手傳つて吳れる娘は影も形も見せぬ。母親は依然として商賣を續けて居るが、前方よりも立派になつて硝子戸棚の内に罐詰なんぞを陳列したり、梨や桃などの水菓子類を並べたりして、大分に擴張して居る。初めの内は何の氣も付かず、段々都合がよいので店も手廣くしたのであらう位に思つて居たところ、或日の事人の話しで其娘は親の爲めに身を苦界に沈めた事を知つたのです。

其わけは母親が少々病氣もしたし、醫師の藥禮や、其他の費用が二十圓餘り、皆高利の金を借りたので、利が利を產むといふしまつ、どうしてもまとまつた金の百圓もなければ急場を救ふ事が出來ない、今うちにある家財道具を叩き賣りにしたところで何の足しにも成らぬ。殊に娘も年頃に成るのに、父親なしの母の手一つ、貧乏暮しの小さな世帶では養子に來て吳れる人もなし。

いつその事藝者にでもして置けば、又よい旦那に落籍されて、親迄が左團扇の樂をする事も出來る。氏無くして玉の輿とは此事であらうなど丶、人々にすゝめらるゝまゝ自分も其氣になつて、あはれ貧しくこそあれ神の使ひのそれにも似たる、可憐なる清く美しき雛鳩は、怖ろしき鐵の籠の中に囚はれ血に渴き肉に飢たる荒鷲共の餌食とはなつたのである。

然も貴い神の子である娘は、何も藝が仕込んで無い故といふので、たつた三年間を百圓で人鬼の手に渡されたのですと。

三年間百圓とすれば、一日十錢にも足りない賃金で以て、一生涯拭ふ可からざる汚穢の泥水に沈むといふのは、眞に淺ましとも戰慄す可き事ではありませんか。これよりも堅氣の家屋へ小間使にでも住み込めば、一ケ月三圓の給金としても三年間に百〇八圓の給金が取れるばかりでなく、奉公に依つて得る從順誠實等の美德を研く事も出來やうものを。氏なくして玉の輿てふ蜃氣樓のやうな空中の樓閣を夢み、跡なき夢の後を追ふて、這麼有樣に成つたのは

誠に可愛さうな次第だと同情に堪へません。

　或日の事私は町へ買物に出かけまして、つひでに御湯へ行つて一風呂浴びて歸らうと思つて、何の氣も付かずに近頃新築の精米湯へ入浴して居りますと、何か高聲に笑ひさゞめきながら藝者の一群。

　桃割やら高髷やら、梅櫻桃李一時に咲き亂れた美しさ、大きな眞鍮の金盥に糠袋や石鹸垢擦り白粉と研き立ての七つ道具、下婢に持たせて揚々と他の入浴者の迷惑も構はず、昨夜招かれたお座敷の事から、お客の月旦、さては芝居の話しに、誰姐さんは何といふ役者が顧客だの何の彼のと、芦原雀が一度に巣立つた様な姦ましさ、其内で高髷に結つて居る一人は大鏡の前に坐つて一生懸命に白粉を衿首から顋の方へ塗つて居る。其横顔がはて見た事のあるやうだと思つて居る内に、化粧を了へて湯槽の方へやつて來顔見合せて、驚ろいたも道理こそ、それが駄菓子屋の娘ではありませんか。

　質素な小娘であつた彼の子は、あでやかな商買人姿になつて平氣なもの、引つめた束髪は挨を浴びていつ結つたのだらうと思つたそれは、水も滴らんばかり房々とした黒髪の一筋も亂れぬ高髷。人に物いふ態度から、いやに人馴れて來て人相迄も全く違つた様に見える。

「まあ奥様だつか、お久しうおまんな、あのお脊中流しまほ」と手拭に石鹸塗つて後ろに廻る。

「大分しばらくで、大層變つて御出だから氣が付かなかつたが。お母さんに何か言傳はありませんかね」

といへば「はあ大きに有難うおます、別に何にも用はおまへんけど、よろしういふておくれやす。」

　一年昔のあどけない娘氣はもう失はれて居るのであらう、今の身の上を露はゝかむ様子も見えぬのみか、却つて誇りがに、朋輩達と平氣の平左でキャッキャッと騒いで居る。所謂泥水が大分身に滲み込んで來たのであらう。娘を喰ひ物にして將來の左團扇を夢に見て居る母親と、平氣な娘の上を思ふて私は何とも云へぬ失望と不快の念に堪えませんでした。

史傳

米國奴隷解放者 ウイリアム、ロイド、ギャリソン氏（二）

松崎政次郎

（七）漸く同情者集まる

其後彼は捲土重來の勢力と、熱心を以て今度は首府華盛頓に一紙を創刊し、此處からして奴隷廢止の光明を全國に普及せしめんと思ひ立ち、先づ同情者の援助を求めんが爲めボストン市に來て奴隷廢止の演說を試みやうと致しましたが、彼が過激なる即刻解放論者たる事が、一般に知られて居るので、何れの教會でも其演說會場として貸與を許しません。彼は非常なる迫害を受けたのでありました。

ボストン市は自由を尊重する清教徒の根據地たるのみならず、米國獨立の生誕地と稱される地にして、尙且つ此の如き有樣であるのを見ても、其當時米國に於ける奴隷解放問題に對する民心の趨勢を、容易に窺ふ事が出來ませう。此の内に彼はやうやくにして一の會堂を借りて、數回即刻奴隷解放演說をしたが、彼の熱誠なる演說に感動し遂に彼れに同情を寄せる人士が尠なからず現はれたのであります。で彼は之に力を得て、一層の熱心を以て玆に始めの計畫を改め、即華盛頓府に於て發行しやうといふ志をボストン市に於て決行する事になりました。

（八）「解放」の發行と彼の苦闘

千八百三十一年に第一號の『解放』を出版して、劈頭に於て、「吾國は世界なり吾國民も亦世界の人類なり」との標題を特筆大書して世界人類同一家と、

世界人類同一種主義を鼓吹し、即時奴隷の解放を大聲叱呼したのであつた。彼が此『解放』を創刊した際の事務室は實に汚れたる憐れなる一室でありまして。米國の大詩人の一人なるローウエルが、此汚穢たる一室に身を横たゆる寢臺とてもなく板の間に起臥して、然も平氣に自己の主義に邁往したる青年ギヤリソンの當時を描寫したもの丶內に

「故なく、人に知られず、貧しくして無學識なる一青年陋き一室に活學を勵む。此暗くして設備なく汚れたる室は一種族の自由を生む元となりたり。」

と言へるを見ても如何に當時彼の物質的生活の荒んで居たかを知る事が出來るのであります。

(十) 南部の恐慌と彼の危險

かくして發行した「解放」は先づ南部の奴隷所有者に向つて郵送された爲めに、突然此の如き記事を見た南部諸州の驚きは著しきもので、之が爲め一大恐慌を來さしめたのであります。彼等は先づ自分共に取つて危險なる刊行紙の傳播を防がんとし、次に其當事者たるギヤリソンを奪掠し來り、州法に依つて彼を慘酷なる刑罰に處せん事に努めた。ジヨージヤ州などに於ては州長の命を以て、彼を捕縛し來る者に對し五千弗の賞を與ふべしと布告した。實に南部諸州が奴隷解放問題に狼狽する狀態は甚だしきものでありまして、ギヤリソンの生命は累卵の如く、風前の燈火の如き有樣で危險に迫つて居たのであります。

(九) 亞米利加非奴隷協會の成立

ギヤリソンは奴隷全廢の目的を達するには、一つの團體を組織し、其勢力を扶殖するのが緊要の策である事を悟り、同年十一月非奴隷協會創立に關し、同志の士を求め、翌年千八百三十二年一月二十二人の有志より成立した會の組織を見るに至り。此協會はボストン市に創まつた故を以て、新英州非奴隷協會と名づけられました。

其翌年卽ち千八百三十三年彼は英國の屬地に於ける奴隷廢止の爲め、多年熱心に運動し既に其効果の認められんとして居る英國の同士と、連絡を取る事を希望して英國へ渡航致しました。恰度其時英國では奴隷問題の輿論が其絶頂に達して、此廢止案はまさに議會を通過せんとする塲合でありましたから、ギャリソンは同志の人々に深厚なる同情を以て歡迎されたのであります。

彼は英國に於て其所期を滿足に達する事を得 益く其信念を堅うし踴躍米國に歸り、やがて兼ての宿望たる全米國を通じ、一つの中央協會を組織せん事に努め、其實行に着手して同年の十二月に費府に於て全國の有志の會合を求め、彼自身に會則を起草し、創立會を開催して、玆に始めて亞米利加非奴隷協會が、完全に組織され創立されたのであります。

(十一) 秋霜烈日の如き彼を見よ

其後二年を經て、千八百三十五年十月の事であつた。ボストン市に於て婦人から成り立つた奴隷廢止會の集合がありましたが、此際一揆の襲ふ處となり、其塲に居合せたギャリソンは此暴徒に掠奪され、彼の生命は危機一髮に迫つて居た處を、同情者の一人たるボストン市長が救助の策を採り、辛うじて彼を暴徒の中から取戻し市の獄舍の内に入れて、彼の危急を救助した事があります。此外彼が迫害者側から危險の淵に投げ込まれやうとした事は、枚擧に遑の無い程でありました。

千八百四十三年彼は奴隷制度を允許せる米國憲法を痛く攻擊して、奴隷を使用する諸州と同じ國家の下に存在す可からざるを叫び、聖典の句から引用した題辭(The "covenant with death" and The "agreement with Hell")

「斯かる罪惡制度を認可せる憲法は吾人の靈を滅亡させ最終天罰を受くるに一致の契約を結ばしむ」

聲言し大に世人を覺醒せしめたのであります。

彼ギャリソンは斯くも熱心なる精神を以て奴隷解

放の爲めに力を盡し、正義の爲めに奮闘する上には何物をも容赦する事をしなかつた爲め、時の人心に逆ひ世に嫌惡せられたのは寧ろ當然であつたらう。併しこは畢竟憫む可き黒人に、一日も早く自由を與へんとの博愛に溢れた赤誠と、同國民の犯しつゝある罪惡を一刻も早く改悛させんとの眞心が、彼をして斯る過激と思はるゝ働作をなさしめたのでした。

(十二) 人傑リンコルンの解放宣言

實に南北戰爭は避く可からざる運命であつて、而かも此戰爭の起因は奴隷解放の主意より來つたものでなくて、建國以來常に米國の政界を煩はして居た中央政權と、地方州權との競爭が、茲に衝突を來たしたのであります。千八百六十二年九月即ち戰爭の開始せられた翌年、大統領リンコルンは叛逆せる南部諸州を再び中央政府に歸順せしめんと努め、中央政權を尊重して戰爭を停止す可きを布告し、同時に若し此主旨を拒絶するに於ては、百日以內に全米土の奴隷を解放するとの宣言を成す可しと通達した。然しながら戰爭は遂に繼續した爲め千八百六十三年一月一日大統領リンコルンは、奴隷解放の宣言を發表するに至つたのであります。リンコルンをして米土全體の奴隷を解放せんとの動機を起さしめ、中央聯邦保存の本意を以て開始された此一大戰爭をして、奴隷解放の効果を收むる機會たらしめ、千八百六十五年二月戰爭も最早終局を結ばんとして居る頃に於て、米國議會は憲法を修正して遂に奴隷制度を根本から破壞したのであります。此働きは實にギヤリソンの創立した、亞米利加非奴隷協會の賜物であつたのであります。

(十三) 道義觀念の覺醒

平和克復後と雖も解放せられた黒人は未だ白人と同等の公民權を得たのでは無かつたから、翌年即ち千八百六十六年議會に提出された黒人公民權案は時の大統領ジヨンソン氏（南部出身にしてリンコルン

の下に副大統領であつたが、千八百五十五年四月リンコルンの遭難後大統領の榮職に上つた人）の極力非認し反對したにも拘らず、議會は四分の三の多數を以て大統領の非認權を壓倒し、憫む可き境遇にあつた黑人をして、白人と同等の權利を得せしむるに至つたのも、ギャリソンを中心とした人々の盡瘁に外なら無かつたのであります。ギャリソンが初めて「解放」を創刊してから、三十有餘年間一日の如く發行を經續し、此多年の星霜を閲する間、ありとあらゆる危險を冒し困難と戰ひ、正義の爲め苦戰奮闘した結果は、四百萬人の黑奴を解放し得たのみに留らず、米國人の德義心の上に一大覺醒を與へ、米國をして他國より受く可き道德上の非難を免れしめたのであります。

（十四）瀕死の病床尙人道問題に筆を絶たず

千八百三十八年ボストン市に於て無抵抗主義協會

事ろ一個の宗教的團體の成立を見るに至つたのは、彼の最大なる盡力でありまして、其綱領の如きも彼の起草したものでありました。かくて彼は常に基督の遺訓を遵奉し體現せむ事を努め、苟くも物質的誘惑に陥るが如き事なく、純潔雪の如き人格に、熱誠火の如きものがありました。

ギャリソンは千八百七十九年、我が明治十二年五月に七十四歳を一期として黃泉不歸の客となりました。而も死に就く僅か三ケ月前、病床にあつて當時米國の輿論と成つて居た支那人排斥問題を甚く憂ひ身は病痾に苦しみつゝ、尙是に對する非難の文を草して居たと云ふ事を見ても、彼の功業と人格は單に米國のみに限らず、實に全世界の人類が彼の懿德を仰慕し、彼の偉大なる感化を受けつゝある事を覺へるのであります」。（終）

Now we have twenty thousand members, and a splendid set of offices, near the heart of the City of London, and a staff of sixty clerks, who give their spare time, in rotation, in the evenings, without pay, to deal with the great amount of clerical work which has arisen. There are seven hundred local secretaries throughout the kingdom, and in other parts of the British Empire, also without pay, who are each the centre of a group of twenty or thirty or more young men, who, in their turn, are pledged to do all that they can to help their fellows in the workshop and the office, or wherever they may be. We have some local secretaries also in the Army and Navy, and hope to extend this branch of the work. The latest developement is to attempt to secure a local secretary in every one of the centres in the Far East, where young Englishmen or Germans or Swiss, or other foreigners are at work. We older people on the Committees, etc., stand by and let the young men do the actual work, helping them, of course, in every way that we can. We have an advisory Committee of doctors, before whom any special problems can be placed for solution. The celebrated Sir Alexander R. Simpson is one of this Committee. These doctors have nothing to do with any direct medical treatment which may be necessary in an occasional case. That is a matter for the private medical man of the member or his friend as the case may be. All literature issued by the Alliance of Honour passes through the hands of this medical committee for criticism and approval. A number of famous men are Vice-Presidents of the Alliance, and at its last Annual Meeting, King George sent a telegram of warm sympathy, which was received with tremendous enthusiasm by the 5,000 young men present.

(*d*). Perhaps I ought not to leave this part of the subject, without mention of a great work which has been going on in Holland for a number of years, called "The Midnight Mission of Men to Men," which has completely broken up the regulated system there. There are a large number of branches of the society in Holland. The workers watch at each end of the street where the houses are, and get into conversation with the young men who are about to enter the places, and endeavour in a friendly way to dissuade them. They are very often successful. They have a number of striking leaflets, with headings in large type, such as, "What would your mother or your sister think if she saw you now?" A young man just up from the country, who has never been to such places as these before, has often had the whole course of his life changed, by having such a question asked him. The trade of many of these houses has been very much lessened, many houses have been entirely closed, and the whole licensed system has been completely abolished.

(*e*). Side by side with this work for men, there has gone on an equally important work for young women and girls. An immensely larger field of work has been found for women, than was the case 25 years ago. A great international organization, called "The Union of the Friends of the Young Girl" has been founded, with 13,000 lady members in 40 different countries, each one pledged to help any young girl in need, and with some hundreds of Homes and Institutions affiliated to it. Numerous other societies exist of a similar kind.

(*To be Continued*).

number of admissions to hospital per thousand sailors has gone down from 203 in 1884 to 112 in 1904. Great changes took place in the area and disposition of the Navy in 1905, and figures are officially declared no longer comparable with former years.

3. Substitutes for Regulation in the Civil Population.

Thus in every possible direction the maladies caused by vice have heavily fallen since Abolition. It is not pretended that the cause of this fall is simply the abolition of the system in the eighteen military and naval contres where it was in force. Other great forces for good have been at work, including a great and quiet movement for the bringing home to men of their share of the responsibility for the social evil, and also the better education of boys and youths in these matters. Numerous agencies have been at work, some of which I will now relate.

(*a*). At the end of a very valuable lecture lately given at the University of London by Baron Kikuchi, the noted Japanese ex-minister of education, he said that the object of the present system of education of girls in Japan was to "fit "them to be good wives and wise "mothers, proper help-mates and "worthy companions of the men of "Meiji, and noble mothers to bring "up future generations of Japanese." We, on our part, may paraphrase this, and say that the English-speaking world are getting more and more to see that "We need to fit our boys "to be good husbands and wise "fathers, proper helpmates and worthy "companions of the women of the "twentieth century, and noble fathers "to bring up future generations of "Englishmen and Americans." No nation can be reformed by noble mothers only, the fathers must help, and the lads must be trained to be such fathers. Such training must above all include that of chivalry towards women, and must make it impossible that the lad should, when he grows older, treat other women in a way that he would detest that his sister should be treated. And meanwhile he should be fortified as a lad and growing youth, in a very definite and practical way, against other forms of sex-perversion. He should understand the dignity of his own body, and be taught clearly and definitely how to preserve it. As Lilburn Merrill, doctor of medicine, and one of the foremost and most successful workers amongst boys, and in boys' clubs and settlements in America, has well said, "Theorizing "about morality is not the way to "protect a child's soul. His virtue "and strength will be preserved only "by a fight, and the child needs to "be well able to identify the enemy."

(*b*). The whole question of the occupation of the spare time of lads and youths, students, etc., in sports, and hard active excise, will be thoroughly dealt with in the next section, on "Substitutes for Regulation in military circles."

(*c*). Next in order comes the enormous help that young man can be to each other in these matters. No one can help a young man like a young man of the same age who is of high principle and well-informed. We have had a number of organizations of this kind in Europe. The latest of these, and the one with which I am best acquainted, and on the Committee of which I have had the honour to serve from very near its commencement, is the Alliance of Honour. It was started by two City of London clerks in their spare time. The first offices were on the third floor of a private dwelling.

custom of licensing was first introduced, has been enormously reduced. In Paris the licensed houses have been reduced from 202 to 40; Lyons, 54 to 17; Marseilles 125 to 30, and so on, throughout the country. In Belgium, at Brussels, which was at one time one of the most notoriously regulated towns in Europe, the licensed houses have been reduced from 42 to 7; Antwerp, 29 to 3; Liege, 33 to 9, and so on. In Russia, in St Petersburg, 210 to 64.

These figures were laid before the recent Commission appointed by the French Government to enquire into Regulation, which Commission reported against the system.

Of course there is much immorality outside these houses, and the figures are only given to show that the licensed system is falling to pieces everywhere, the reason being that the nations of Europe are becoming disgusted and ashamed of the peculiar form of slavery which is felt to be inherent in these houses, whatever regulations are made.

(*k*). The latest fact in this relation is that in April of last year so little is the faith, even of the Russian police in the value of the houses, that they permitted a Congress to be called which was attended by 250 delegates from Russia and Siberia. A police officer, as is usual in such meetings in Russia, presided, ready to stand up and stop the meeting should anything contrary to the desire of the Government be said. The whole subject of the licensed houses was discussed, and strong resolutions were passed, asking for total abolition, the Police President remaining seated in silent acquiescence.

2. The alleged sanitary dangers of Abolition.

Regulation was brought to an end in England in 1883-86. It was the first of the countries of Europe to abolish it. Regulationists in England, and on the Continent of Europe looked on in great apprehension of the great disaster from a sanitary points of view, which they said was coming. They said that although no lessening of the maladies caused by vice could be proved under Regulation, at least it prevented matters getting much worse, and a great increase of such maladies was feared. Instead of this, precisely the opposite has taken place. The following facts are taken from the figures sent in by thousands of doctors every year to the great Government departments of the Registrar General, and the Army and Navy Medical departments.

(*a*). The deaths in the Civil Population of England and Wales, registered as caused by these maladies, has gone down steadily from 95 per million living in 1884, to 58 per million in 1909.

(*b*). The deaths of children under one year of age from the hereditary form of these maladies has gone down steadily from 230 per 100,000 children living under one year of age in 1884, to 135 per 100,000 in 1909.

(*c*). The rejection of recruits applying for enlistment, on account of these maladies, has gone down steadily from 106 per 10,000 in 1884, to 18 per 10,000 in 1909.

(*d*). The admissions to hospital for these maladies for 1,000 soldiers of the Home Army, has gone down from 71 in 1884, to 66 in 1909. It should be explained that these figures include the admission of the same patient a number of times in the year in many cases. The number of men actually affected would be very much less.

(*e*). The same remark is true of the Home Navy, where the

exist, printed placards are placed therein stating that the inmates are free to leave, and that debts to the keepers cannot retain them.

(*e*). Inspectors regularly visit the houses with the ostensible purpose of seeing that these regulations are carried out.

(*f*). In spite of these rules and regulations, and in spite of these inspectors, it is still felt that there is real slavery wherever there are licensed houses. The heads of police are often honest, well-meaning man, impervious to bribery on account of their higher salaries. The Inspectors often become very low and degraded men on account of their occupation, and are very open to bribery on account of their lower salaries. The inmates of the houses, in various ways, are cheated and terrorized, and it is the opinion amongst rescue workers, and those interested in the suppression of the White Slave Traffic, that this traffic will never be suppressed, without the suppression of the licensed houses.

(*g*). It is a fact, that where there are licensed houses, the evil work flourishes of the men and women who go about hunting up fresh inmates for the houses. And this is the case in spite of the most stringent laws in every country in Europe against these people. They have a code of their own, and evade every law made against them, and obtain large sums of money for the transfer of inmates, the licensed house system making it worth their while to run all risks.

(*h*). There have been no licensed houses in England since the suspension of the system in 1883 and is abolition in 1886. Since the passage of the Criminal Law Amendment Act of 1885, *any private citizen* has the right to initiate proceedinge against the owner of the property, and the keeper of the house, where women congregate for immoral purposes. The women themselves are not punishable. The police need not necessarily come into the matter at all, though they usually cordially welcome the assistance of the Committees of citizens which have been formed to carry out this law. The consequence is that in England the keeper of such a house has no certain tenure of his property, even for twenty-four hours, and slavery in such houses is reduced to the lowest possible minimum, if not extinguished altogether. It is never worth while for the keeper to pay large prices, or indeed any price, for the inmates. He is an outlaw, and he knows it.

(*i*). There still remains the danger of the International Traffic, even for England. Young girls in a strange land, not understanding the language of the country they are in, are in a doubly-to-be-pitied condition, if they find themselves in the licensed houses of the Continent, where the system still exists. The danger of young English women being thus enticed away by false offers of respectable situations abroad, led to the establishment of the International Association for the Suppression of the White Slave Traffic, which now has on its bureau the Duchess of Albany, the sister of the late King Edward, and the aunt of the present King George. An International Agreement has been entered into between all the great powers of Europe for the Suppression of the Traffic, and members of many noble and royal houses in Europe serve in the various national committees that have been formed.

(*j*). All over Europe the licensing system is, for the foregoing reasons, languishing. During the past fifty years, the number of houses in every part of France, where the

THE KAKUSEI

VOL I TOKYO, DECEMBER, 1ST, 1911. No. 6

CONTENTS.

Some Facts on Regulation and Abolition in Europe.

BY MAURICE CREGORY.

PREFATORY NOTE.

State Regulation of Prostitution was introduced into Europe along the line of Napoleon's conquests. Later it spread to every country in Europe, England being the last to introduce the system, long after Napoleon's time, in the three years 1864, 1866, and 1869, in a certain number of naval and military centres. In the latter year it was proposed to extend it to the whole British population, and a great agitation arose, which continued for seventeen years, until the system was discontinued in 1883, and finally legally abolished in 1886. It was never extended beyond eighteen naval and military centres. England was the first of the European countries to abolish the system.

In 1875, Mrs. Josephine E. Butler, a lady who was one of the foremost workers in the English agitation, undertook a campaign on the Continent of Europe, when the International Federation for the Abolition of State Regulation of Prostitution was founded. This organization is now represented by twenty periodicals, published in eight languages. The headquarters are at 3 Rue du Vieux Collège, Geneva, Switzerland. The offices of the British Committee are at 17 and 18 Tothill Street, London, S.W.

1. THE QUESTION OF THE LICENSED HOUSE SYSTEM IN EUROPE.

(*a*). Throughout Europe, as in Japan, the direct buying and selling of human beings is absolutely illegal.

(*b*). Wherever licensed houses of prostitution exist in Europe, *indirect* buying and selling of human beings takes place.

(*c*). Numerous rules and regulations have been made to prevent this *indirect* buying and selling of human beings.

(*d*). In most, if not all, the countries where licensed houses still

廓清 前號目次

△第一號

△第二號

△第三號

△第四號

△第五號

廓清 每月一回一日發行

定價表

册數	代價	郵稅
一册(一ヶ月分)	金拾錢	郵稅五厘
六册(半ヶ年分)	金六拾錢	郵稅三錢
拾貳册(一ヶ年分)	金一圓十錢	郵稅六錢

◎御注文は一切前金に發賣元へ願上候
◎郵券代用は一割增振替貯金貳錢增

廣告料

等級	一頁	半頁
特別	金拾圓	代六圓
普通	金八圓	金五圓

一回分

明治四十四年十一月卅日納本
明治四十四年十二月一日發行

編輯人 益富政助
發行兼印刷人 伊庭孝
神奈川縣川崎町砂子百三番地
發行所 廓清發行所
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地
發賣元 警醒社書店
(振替東京五五三番)

注意(總て本會及び本誌に關する事務は東京神田美土代町三ノ三廓清會本部益富政助宛御交渉を乞ふ)

（明治四十四年七月十八日第三種郵便物認可）
（明治四十四年十二月一日納本）（毎月一回一日發行）

廓　清　復刻版　全33冊

1980年6月30日　　　一揃定価30万円

発行者　北　村　正　光

発行所　株式会社　龍　溪　書　舎

〒101 東京都千代田区神田小川町3-28-7
電話 03(233)0441(代)・振替東京3-76123

印刷・製本　日本プリントセンター